

第5回荒川区子ども・子育て会議

次 第

日時：平成26年10月17日(金)

13時30分～15時30分

会場：荒川区役所 304・305会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて
- (2) 子ども・子育てを取り巻く現状と課題について
- (3) 事業計画における量の見込み及び確保方策(案)
- (4) その他

3 閉 会

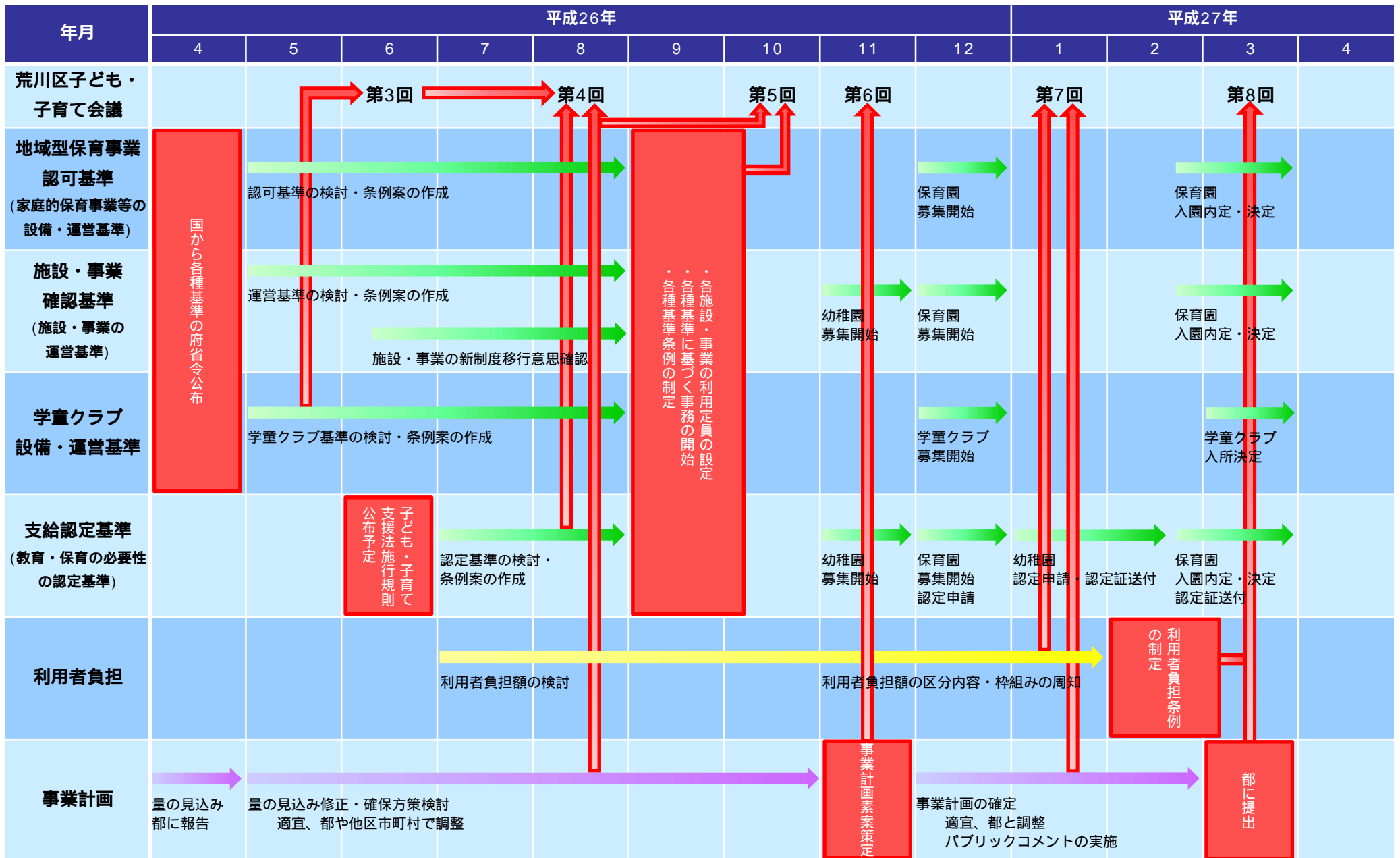
配付資料

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 資料1 | 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュール |
| 資料2 | 子ども・子育てを取り巻く現状と課題 |
| 資料3 | 事業計画における量の見込み及び確保方策(案) |
| 参考資料1 | 利用者負担について |

資料 1

平成26年10月17日
第5回荒川区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュール

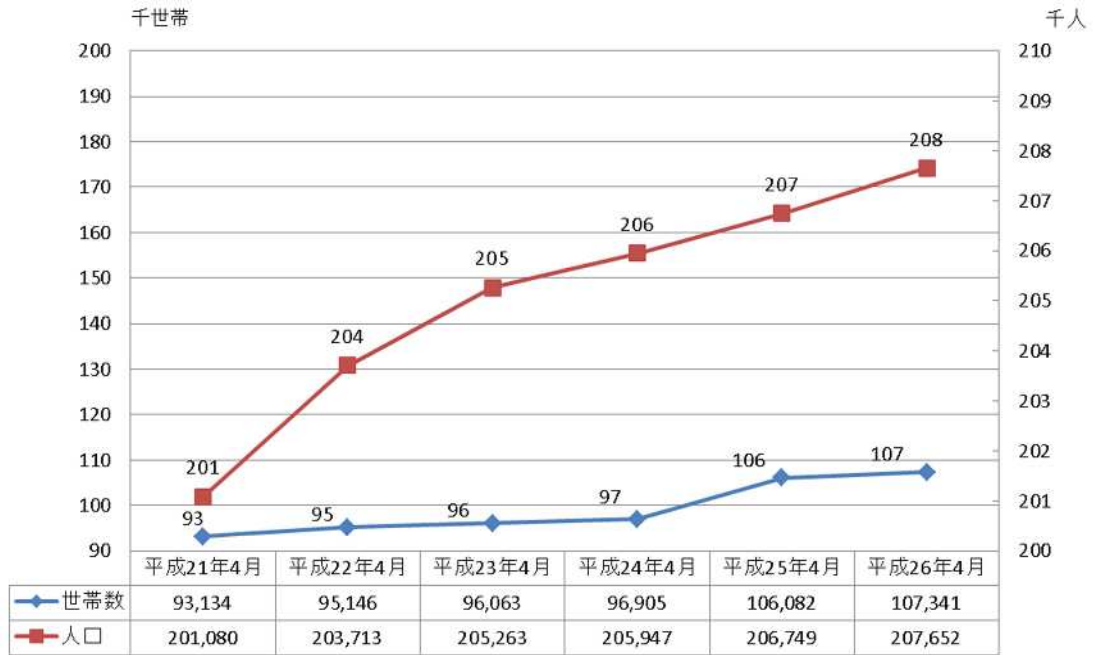


子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 子どもの人口と現状

(1) 荒川区における世帯と人口の推移

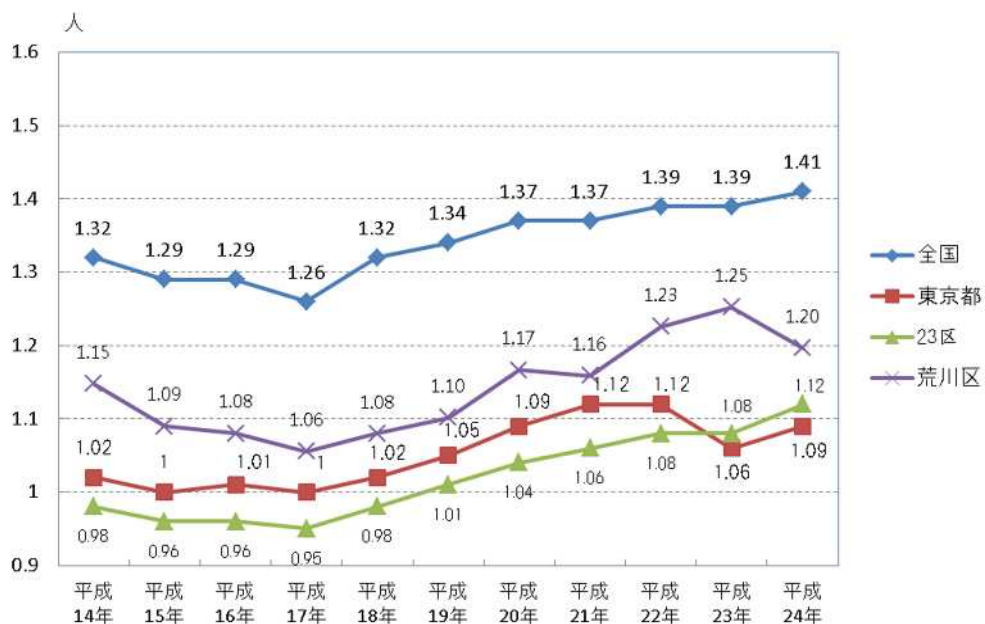
世帯数、人口数ともに増加傾向である。特に人口については、6年間で約7千人増加している。



※平成25年より世帯数及び人口に外国人も含まれている。

(2) 荒川区・東京都・国における合計特殊出生率の推移

区においては、全国平均と比べると低い傾向にあるが、東京都や23区の平均と比べると高い傾向にある。



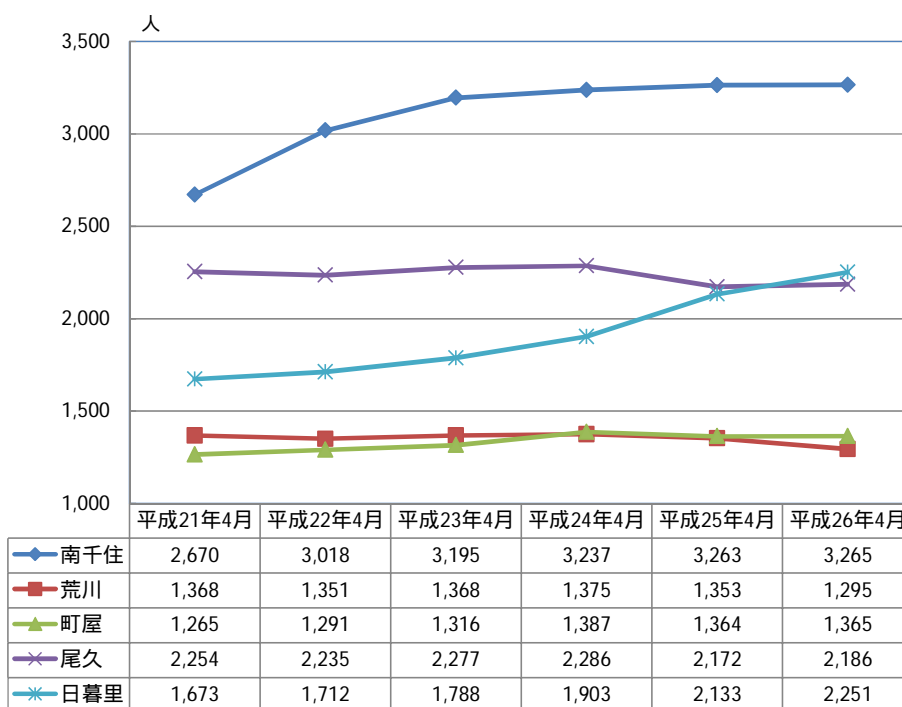
(3) 地域別児童人口

0歳～5歳の児童数の推移をみると、南千住・日暮里地域では再開発による大型マンションの立地に伴い、ファミリー世帯が増加し、児童数も顕著に増加している。一方で、尾久地域の児童人口は、微減傾向にある。

(単位：人)

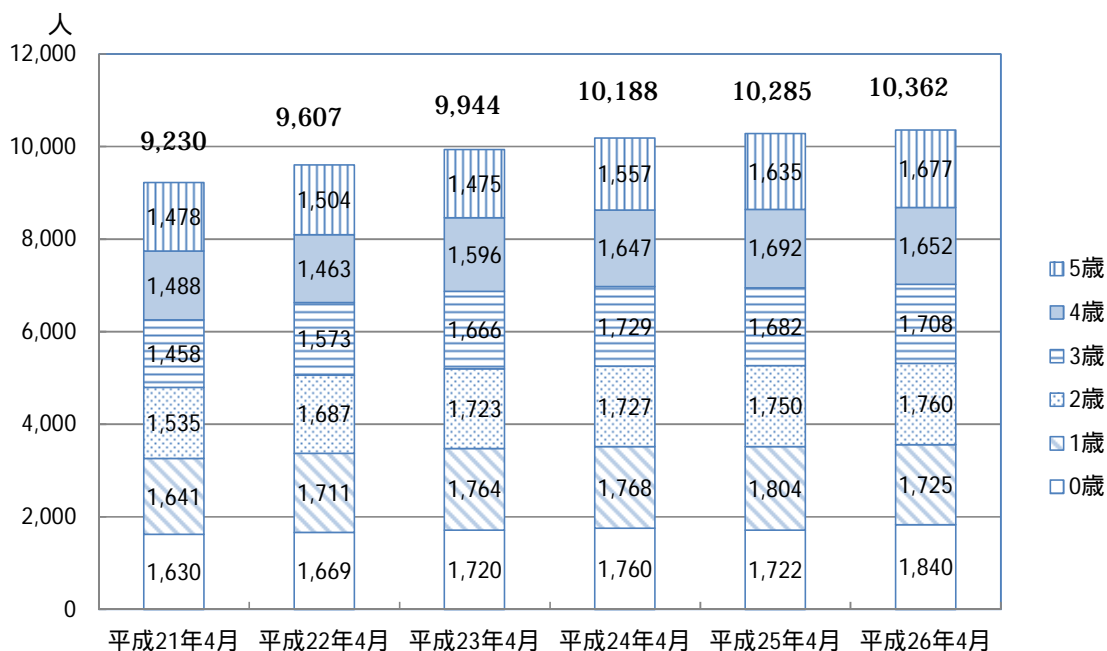
		平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
0歳児	南千住	457	557	544	540	518	545
	荒川	245	235	245	244	222	224
	町屋	223	203	225	230	215	234
	尾久	388	365	375	392	339	380
	日暮里	317	309	331	354	428	457
	小計	1,630	1,669	1,720	1,760	1,722	1,840
1歳児	南千住	496	526	601	560	559	526
	荒川	241	238	238	245	233	221
	町屋	226	231	213	252	235	213
	尾久	384	390	391	366	392	351
	日暮里	294	326	321	345	385	414
	小計	1,641	1,711	1,764	1,768	1,804	1,725
2歳児	南千住	460	536	534	587	558	552
	荒川	220	247	235	217	233	220
	町屋	205	233	243	219	245	229
	尾久	360	378	394	382	351	390
	日暮里	290	293	317	322	363	369
	小計	1,535	1,687	1,723	1,727	1,750	1,760
1～2歳合計		3,176	3,398	3,487	3,495	3,554	3,485
3歳児	南千住	440	498	533	528	578	547
	荒川	197	213	232	231	215	209
	町屋	201	218	227	255	204	247
	尾久	367	365	381	397	352	341
	日暮里	253	279	293	318	333	364
	小計	1,458	1,573	1,666	1,729	1,682	1,708
4歳児	南千住	420	454	514	518	531	563
	荒川	228	196	231	228	222	206
	町屋	211	198	210	224	244	201
	尾久	371	372	363	387	378	351
	日暮里	258	243	278	290	317	331
	小計	1,488	1,463	1,596	1,647	1,692	1,652
5歳児	南千住	397	447	469	504	519	532
	荒川	237	222	187	210	228	215
	町屋	199	208	198	207	221	241
	尾久	384	365	373	362	360	373
	日暮里	261	262	248	274	307	316
	小計	1,478	1,504	1,475	1,557	1,635	1,677
3～5歳合計		4,424	4,540	4,737	4,933	5,009	5,037
南千住 計		2,670	3,018	3,195	3,237	3,263	3,265
荒川 計		1,368	1,351	1,368	1,375	1,353	1,295
町屋 計		1,265	1,291	1,316	1,387	1,364	1,365
尾久 計		2,254	2,235	2,277	2,286	2,172	2,186
日暮里 計		1,673	1,712	1,788	1,903	2,133	2,251
総合計		9,230	9,607	9,944	10,188	10,285	10,362

< 地域別児童人口グラフ >



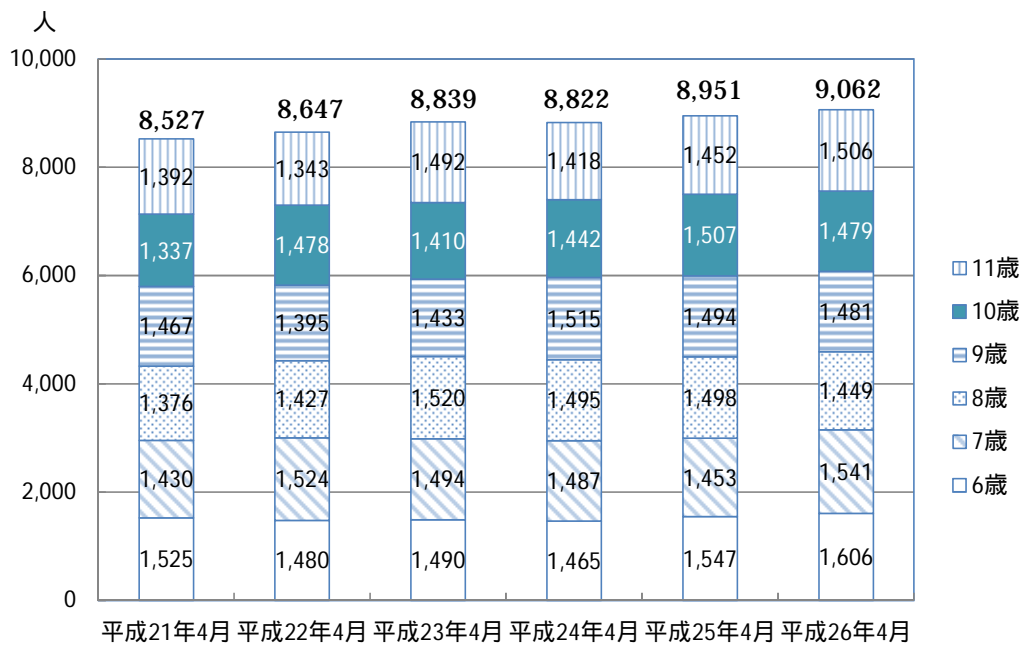
(4) 荒川区児童人口0歳～5歳の推移 (平成21年～26年)

どの年齢も過去6年間において、微増の傾向がみられる。



平成25年4月より外国人も含まれている。

(5) 荒川区児童人口6歳～11歳の推移 (平成21年～26年)
 6歳～11歳の児童人口においても、微増の傾向がみられる。



平成25年4月より外国人も含まれている。

2 教育・保育施設の現状

(1) 幼稚園

<区立幼稚園>

幼稚園 8 園及びこども園 1 園が区内の各地域に配置されており、私立幼稚園と相まって区内の幼稚園需要に対応していくという基本的な考え方に基づいて運営している。

<私立幼稚園等>

これまで、私立幼稚園の廃園が相次ぎ、区内の私立幼稚園等の定員が減少しているため、私立幼稚園等通園児の約 6 割が区外園に通園している。

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
利用者数 (人)	区立	598	614	700	723	703
	私立	1,633	1,638	1,684	1,675	1,642
	合計	2,231	2,252	2,384	2,398	2,345
区内施設数 (園)	区立	9	9	9	9	9
	私立	7	7	6	6	5
	合計	16	16	15	15	14

各年度 5 月 1 日時点

区内施設数には幼稚園類似の幼児施設 1 園を含む

(2) 認可保育所等

0～5歳の人口増加率以上に保育所等の利用率が上昇している。

区では、待機児童解消を区の重要課題の一つとして位置付け、認可保育所や認証保育所の新設、家庭福祉員の増員等により保育定員の拡大に努めてきた。平成 22 年度以降、認可保育所を 8 園開設、定員を 931 人分拡大し、平成 26 年 4 月 1 日時点の待機児童は 8 人となっている。

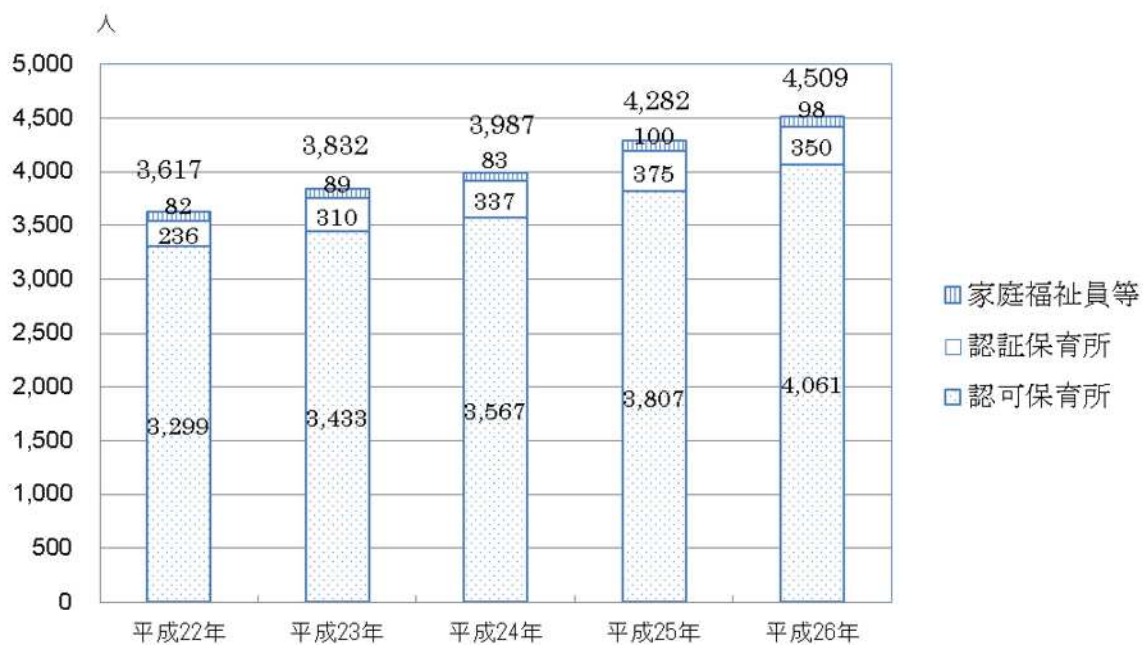
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～5歳の人口		9,607	9,926	10,118	10,285	10,362
利用者数 (人)	認可保育所	3,299	3,433	3,567	3,807	4,061
	認証保育所	236	310	337	375	350
	家庭福祉員・ 家庭的保育	82	89	83	100	98
	合計	3,617	3,832	3,987	4,282	4,509
利用率		37.6%	38.6%	39.4%	41.6%	43.5%
施設数 (箇所・人)	認可保育所	27	28	29	32	35
	認証保育所	11	12	12	13	13
	家庭福祉員・ 家庭的保育	35	37	35	35	36
	合計	73	77	76	80	84
待機児童数(人)		49	39	46	37	8

各年度 4 月 1 日時点

荒川区外の認可保育所等利用者を含む

認可保育所等利用者数の推移

人口増加や経済情勢の変化等を背景に認可保育所等の利用者数は増加の一途をたどっている。



各年度4月1日時点

荒川区外の認可保育所等利用者を含む

待機児童数

待機児童数は、平成 26 年 4 月 1 日時点で 8 人にまで減少した。年齢別では 1 歳児のみ、地域別では尾久地域 5 人、町屋地域 3 人となっている。

<地域別>

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
南千住	28	1	15	13	0
荒川	5	5	7	5	0
町屋	3	4	8	3	3
尾久	4	3	1	10	5
日暮里	9	26	15	6	0
計	49	39	46	37	8

各年度 4 月 1 日時点

<年齢別>

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	13	14	3	0	0
1 歳	26	12	19	37	8
2 歳	8	13	0	0	0
3 歳	2	0	24	0	0
4-5 歳	0	0	0	0	0
計	49	39	46	37	8

各年度 4 月 1 日時点

3 地域子ども・子育て支援事業の現状

統計データがないものについては - で表記

(1) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）

乳幼児とその保護者などを対象に、日中、自由に時間を過ごすことができる、親子の交流の場を提供している。専任職員を配置して子育て等に関する相談も行っている。

地域のバランスに配慮して、より多くの子育て世帯が利用できるようにする。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数（人日）	27,729	35,628	38,849	37,664	39,157
設置数（カ所）	9	11	12	12	12

各年度3月末時点

(2) 妊婦健診（妊婦健康診査）

妊娠届出時に交付する受診票により、妊婦健康診査14回及び超音波検査1回について、健診費用の助成を行っている。

都内助産院又は都外里帰り先での妊婦健診及び超音波検査受診については、出産後、受診者からの申請により健診費用の助成を行っている。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
受診者数（人）	1,779	1,897	1,842	1,937	1,973
健診回数（回）	18,475	19,892	19,642	20,353	21,034

各年度3月末時点

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等に関する助言を行っている。

出生数の増加に伴い、家庭訪問数が増加している。

訪問を行った際に居場所が確認できない乳児があり、所在確認が必要な乳児が増加傾向にある。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問数（人）	1,365	1,580	1,627	1,624	1,804

各年度3月末時点

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・ホームヘルパーがその居宅を訪問して養育や子どもの発達等に関する相談、指導、家事・育児支援等を行い、当該家庭における適切な養育の実施、養育環境の維持・改善を行っている。

対象家庭の選定や支援内容について、随時見直しを行い関係機関で情報を共有している。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(回)	327	379	391	993	617

各年度3月末時点

平成21年度～23年度については保健所実施分のみ記載

(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行っている

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人日)	79	83	71	175	171
施設数(カ所)	1	1	1	1	1

各年度3月末時点

(6) ファミリー・サポート・センター事業

協力会員が利用会員の子ども(小学1年生～6年生が対象)に対し、小学校、学童クラブ等の送迎や帰宅後の預かりを行っている。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人日)	-	-	2,653	2,562	3,524

各年度3月末時点

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園等・保育所・地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり必要な保護を行っている。

<私立幼稚園等>

区内私立幼稚園等全園において、幼稚園の教育課程終了後の預かりを行っている。長期休暇中も行っている園がある。

<保育所（一時保育）>

保護者の冠婚葬祭への出席、地域・学校等の行事への参加、一時的な研修・講習への参加育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする場合に乳幼児の預かりを行っている。

<ファミリー・サポート・センター>

協力会員が利用会員の子ども（生後6カ月～未就学児が対象）に対し、保育園等の送迎や帰宅後の預かりを行っている。

<地域子育て交流サロン>

一部の地域子育て交流サロンで週1回2時間の理由を問わない一時預かりを行っている。

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数 人	私立幼稚園等 (預かり保育)	10,267	9,353	8,153	7,991	8,866
	保育所 (一時保育)	3,378	4,306	4,150	5,060	5,437
	ファミリー サポート センター	-	-	6,322	6,748	7,179
	地域子育て交流 サロン (一時預かり)	297	260	454	462	679
	合計	13,645	13,919	19,079	20,261	22,161
施設数	私立幼稚園等	7	7	7	6	6
	保育所 (一時保育)	5	7	8	9	11
	地域子育て交流 サロン 一時預かり	1	1	2	2	3
	合計	13	15	17	17	20

各年度3月末時点

幼稚園については、区内の私立幼稚園等のみの利用数と施設数

(8) 延長保育事業 (時間外保育事業)

< 保育所 >

区のすべての認可保育所で1時間の延長保育を行い、保護者の多様な就労形態に対応している。そのほか帰宅時における交通災害等、予期せぬ延長保育の需要には延長保育の空き枠を活用した「スポット延長」を行い対応している。

< 認証保育所 >

区内全ての認証保育所が20時以降までの延長保育に対応している。

< 家庭福祉員 >

区内の家庭福祉員については、保育時間を原則16時30分又は17時までとしているが、保護者の就労状況、家庭福祉員の状況等を踏まえ、双方の合意が成立した場合には延長保育にも対応している。

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数 人	認可保育所	-	565	585	616	646
	認証保育所					120
	家庭福祉員					4
	合計		565	585	616	770
施設数	認可保育所		27	28	30	32
	認証保育所					13
	家庭福祉員					2
	合計		27	28	30	47

月平均で算出

平成21年度及び認証保育所、家庭福祉員における平成22～24年度については未集計

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行っている。

現在、病後児保育は年間 700 人を超える利用がある。

平成 26 年度から、症状が軽度であり入院治療の必要のない子どもを対象に病児保育を行っている。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数（人日）	602	543	585	622	716
施設数	1	1	1	2	2

各年度 3 月末時点

(10) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

留守家庭の小学校低学年児童等に対し、放課後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図っている。

学齢人口の増加や共働き家庭の増加等を受け、平成 24 年度以降、利用児童数は増加傾向にある。帰宅時間の早い児童を中心に、にこにこすくーる（放課後の居場所づくり事業）への参加を推進しているが、児童福祉法の改正等を踏まえると、今後、更なる利用児童数の増が想定される。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数（人）	1,462	1,364	1,254	1,229	1,234
施設数	24	25	25	25	25

参考＜にこにこすくーるの状況＞

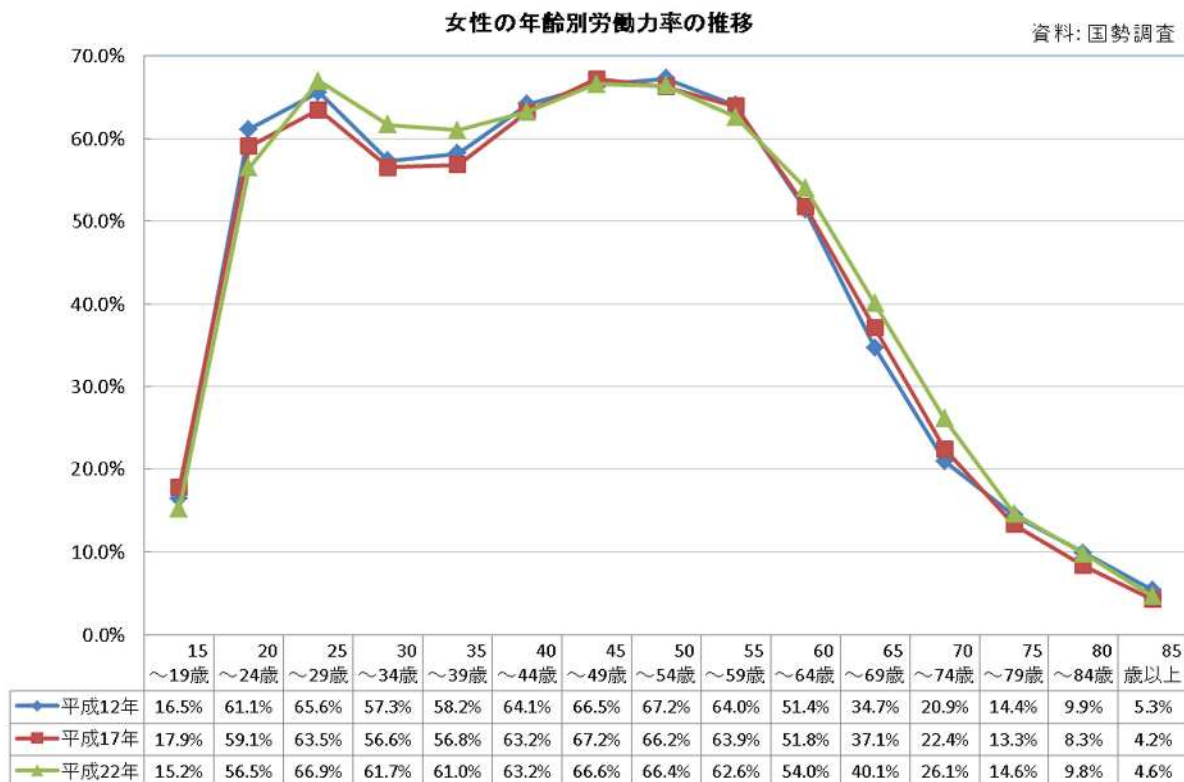
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録数（人）	550	1,169	1,629	2,215	2,534
施設数（校）	3	6	7	9	11

利用者数・登録数は各年度 3 月末時点

4 女性の就労状況

(1) 荒川区における女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、25～29歳で高くなった後、30～39歳の結婚・出産・育児にあたる年齢で一旦低下する傾向が見られるが、その程度は年々、緩やかになってきている。

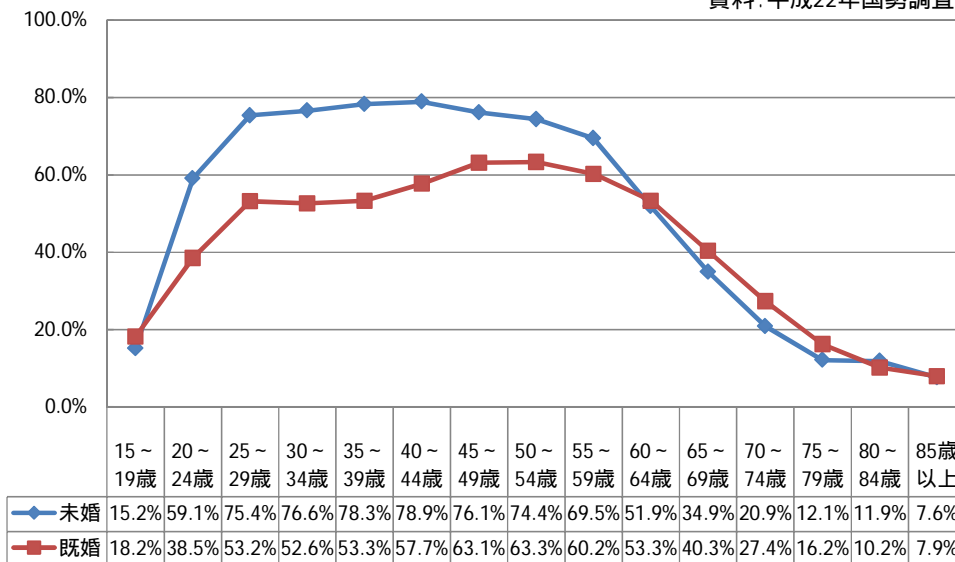


(2) 荒川区における女性の未婚・既婚別労働力率

女性の未婚・既婚別労働力率の比較は、25歳から44歳で大きく違いがみられ、35～39歳では25ポイントの差が開いている。

女性の未婚・既婚別労働力率の比較

資料：平成22年国勢調査



(3) 女性の就労支援

女性が能力を発揮し、仕事と家庭の両立を支援することは、子育て支援のみならず少子化対策の観点からも、重要な課題である。

区は、就労支援を専門に所管する就労支援課を平成24年4月に設置し、若年層や高齢者などに対するきめ細かい支援により、多くの区民の就職に取り組んでいるほか、再就職活動をしている子育て中の女性などを対象とした就労支援セミナーの開設等を行うなど、子育て支援や就労支援等の施策を充実している。

(4) マザーズハローワークとの連携

区では、平成26年9月に都内で2番目となるマザーズハローワークが開設され、今後、女性の社会進出・雇用創出のため、子育て支援施策の出張説明会の開催など、就労、女性、子育て支援施策それぞれの連携を強化することとしている。更なる充実を図っていく。

なお、マザーズハローワークの利用状況については、平成26年9月中旬現在、215件の利用があり、荒川区民の利用者の約6割が30代の母親であり、うち14名が就業している。

5 荒川区子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果

(1) 調査実施の目的

区では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、5 年間に一期とする「荒川区子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

本計画の策定にあたり、区の教育・保育サービスや子育て支援事業に関する区民ニーズの動向分析等を行い、区の現状と今後の課題を整理することを目的とし、アンケート調査を実施した。

(2) 調査の種類

調査名	調査対象
1. 未就学児用	未就学児童のいる世帯
2. 就学児用	小学 1 年生から 3 年生までの児童のいる世帯

(3) 調査方法と回収状況

調査方法：郵送による配布・回収（ただし web 回答も併用）

抽出方法：層化 2 段無作為抽出

調査期間：平成 25 年 10 月 21 日（月）～ 11 月 11 日（月）

< 回収状況 >

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 未就学児用	2,100 件	1,247 件	59.4%
2. 就学児用	900 件	549 件	61.0%
合計	3,000 件	1,796 件	59.9%

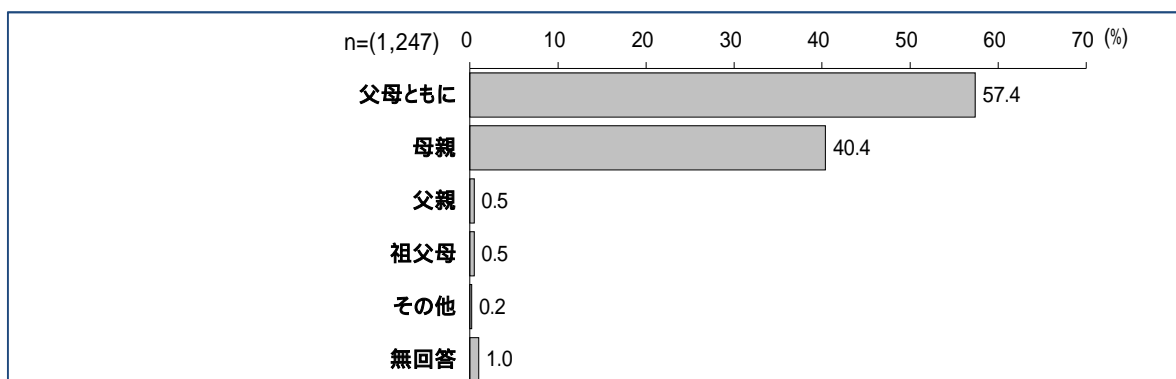
(4) 調査項目

調査名	調査項目
1 . 未就学児用	<ol style="list-style-type: none">1. 子どもと家族の状況2. 子どもの育ちをめぐる環境3. 保護者の就労状況4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況5. 地域の子育て支援事業の利用状況6. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望7. 病気の際の対応8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況9. 小学校就学後の放課後の過ごし方10. 子育てと職場の両立支援制度11. 子育て全般について
2 . 就学児用	<ol style="list-style-type: none">1. 子どもと家族の状況2. 子どもの育ちをめぐる環境3. 保護者の就労状況4. 子どもの放課後の過ごし方5. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況6. 子どもの生活状況7. 子育て全般について

(5) 調査結果の要約

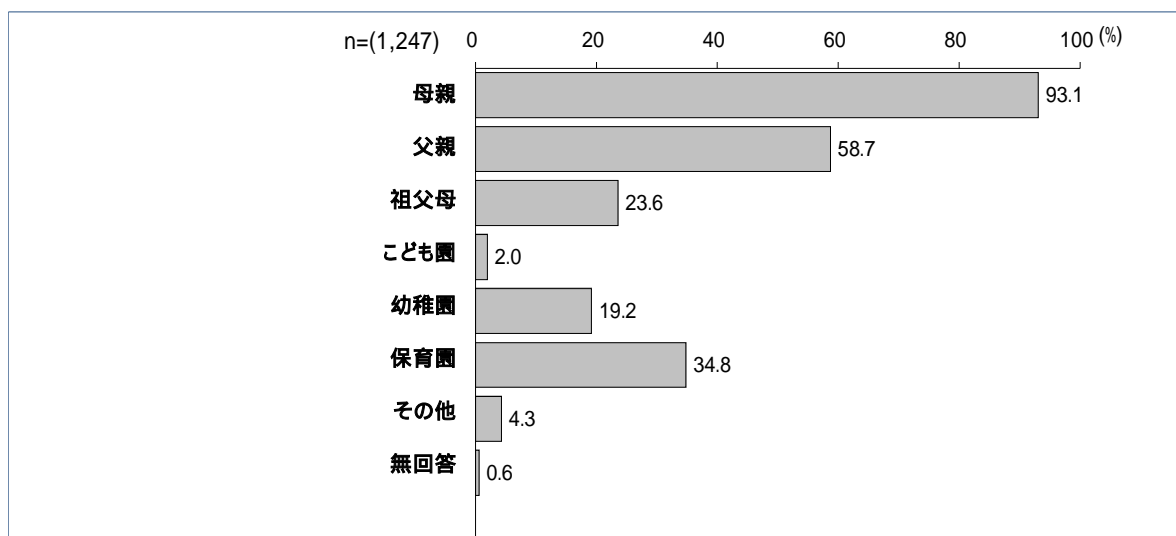
子どもと家族の状況（未就学児・就学児）

きょうだいの状況は、未就学児では「兄」が27.6%で最も高く、就学児では「妹」が24.8%で最も高く、次いで「弟」が21.1%となっている。



子育てを主に行っている人は、いずれも「父母ともに」が最も高く、未就学児で57.4%、就学児で61.2%となっている。

子どもの育ちをめぐる環境（未就学児・就学児）

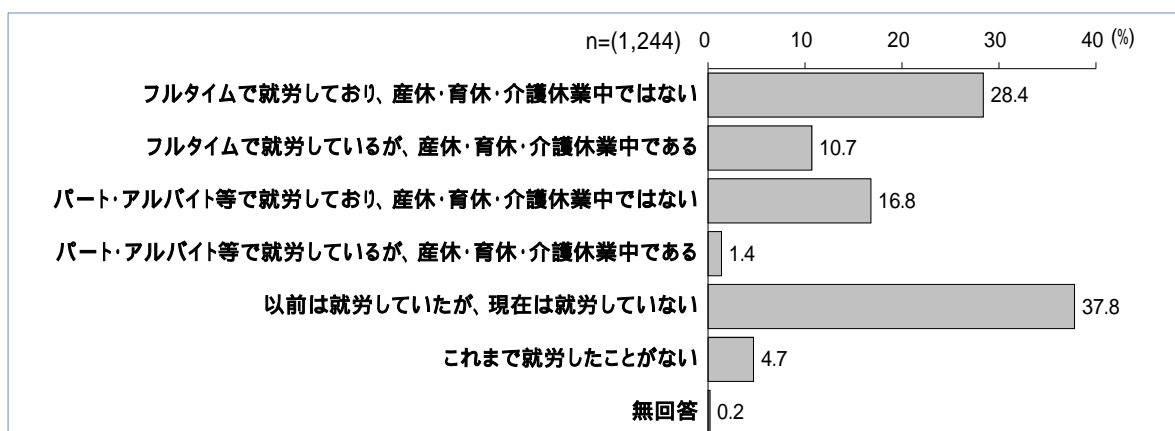


子育てに日常的にかかわっている人(施設)は、いずれも「母親」が9割を超え、最も高くなっている。

日頃子どもをみてもらえる親族や友人・知人は、いずれも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5割を超えて最も高くなっている。子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無は、未就学児では「いる/ある」が92.2%となっており、その相談先は、「祖父母等の親族」が81.2%で最も高く、次いで「友人・知人」が75.1%となっている。

就学児では「いる/ある」が88.2%となっており、その相談先は、「友人・知人」が83.7%で最も高く、次いで「祖父母等の親族」が74.4%となっている。

保護者の就労状況（未就学児・就学児）

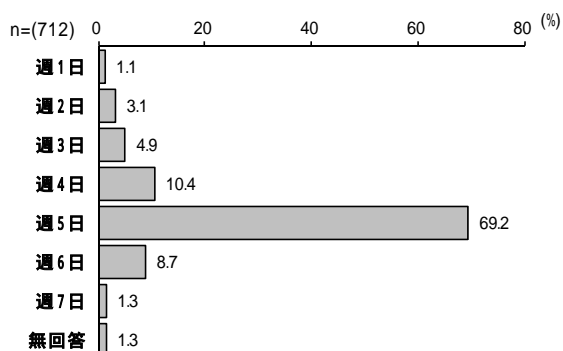


母親の就労状況は、未就学児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.8%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が28.4%となっている。

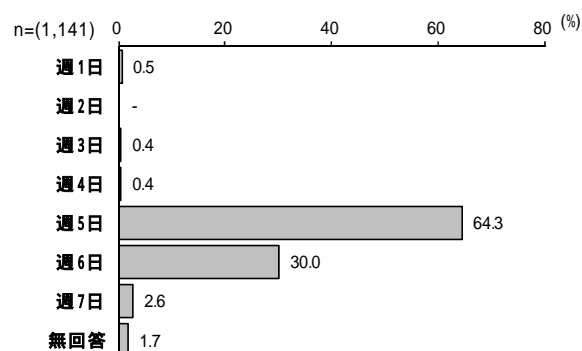
一方、就学児では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.7%で最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.0%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.8%となっており、子どもの年齢によって母親の就労形態変化に変化が見られた。

父親の就労状況は、いずれも「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高く、未就学児で93.8%、就学児で87.6%となっている。パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、いずれも「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が5割を超えて最も高くなっている。

【母親の就労日数】

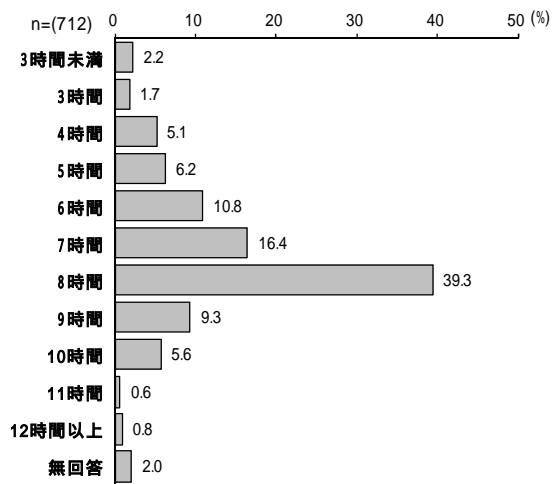


【父親の就労日数】

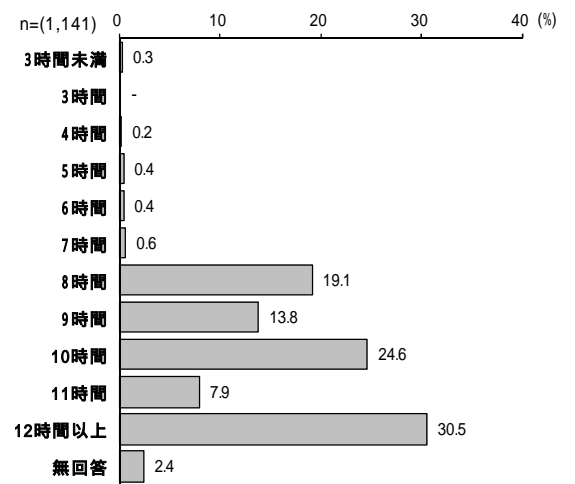


母親の就労日数は、「週5日」が69.2%で最も高くなっている。父親の就労日数は、「週5日」が64.3%で最も高くなっている。

【母親の就労時間】

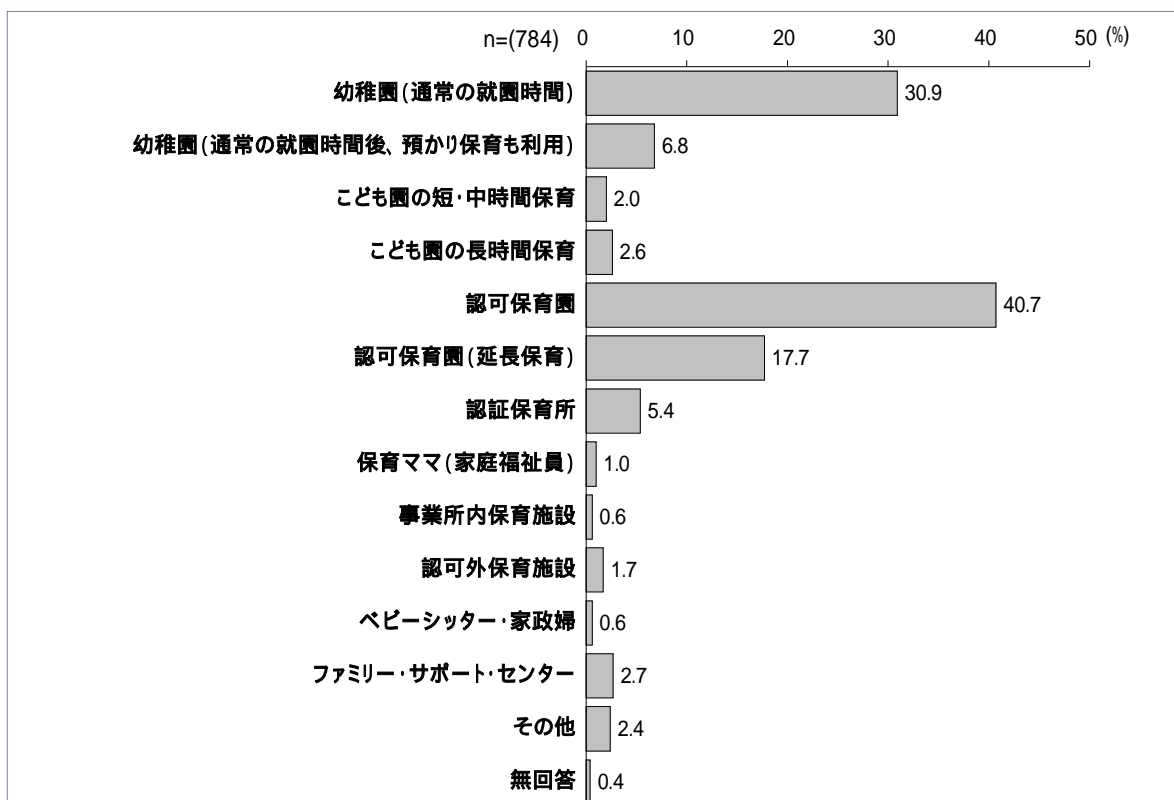


【父親の就労時間】



母親の就労時間は、「8時間」が39.3%で最も高くなっている。父親の就労時間は、「12時間以上」が30.5%で最も高く、次いで「10時間」が24.6%となっている。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児）



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が62.9%、「利用していない」が36.0%となっており、その平日に利用している教育・保育事業は、「認可保育園」が40.7%で最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」が30.9%となっている。

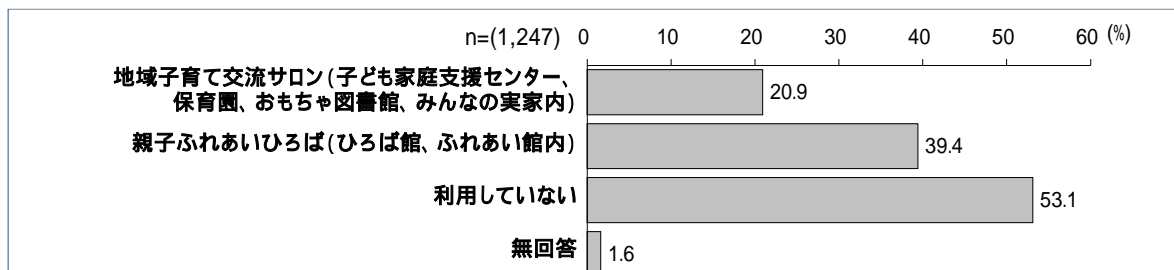
平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「集団で行う教育・保育が、子どもの成長にとって望ましい」が73.2%で最も高く、次いで「経済的な理由で就労が必要」が57.4%となっている。

教育・保育事業を利用していない理由は、「(子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が52.8%で最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため、歳くらいになったら預けようと考えている」が47.9%となっており、その利用開始年齢は、「3歳」が43.7%で最も高く、次いで「1歳」が35.3%となっている。

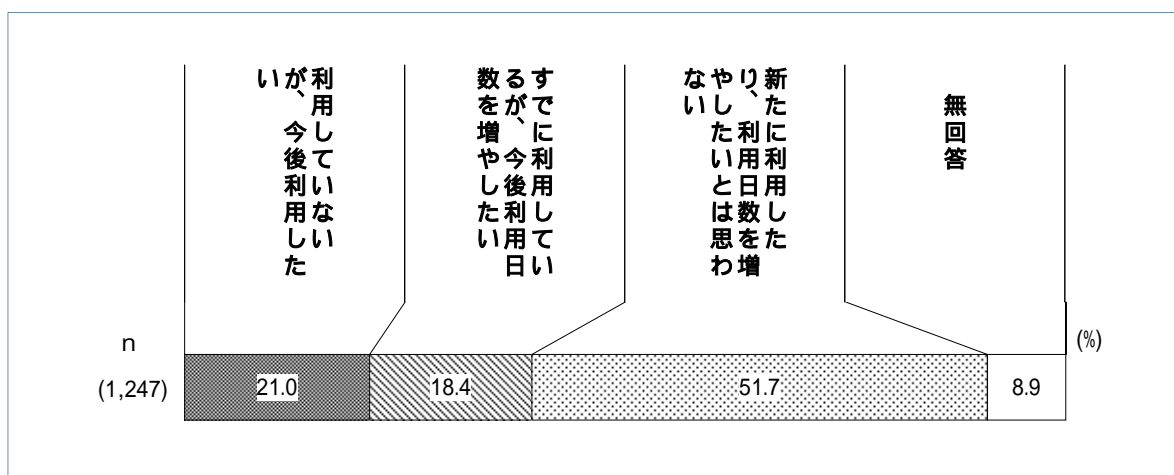
平日の教育・保育事業で定期的にご利用したい事業は、「認可保育園」が34.4%で最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」が26.9%、「幼稚園(通常の就園時間後、預かり保育も利用)」が26.6%、「認可保育園(延長保育)」が25.3%となっている。

サービスを利用したいと考える理由は、「集団で行う教育・保育が、子どもの成長にとって望ましい」が69.7%で最も高く、次いで「経済的な理由で就労が必要」が52.1%となっている。

地域の子育て支援事業の利用状況（未就学児）



地域の子育て支援事業の利用状況は、「利用していない」が 53.1%で最も高く、次いで「親子ふれあいひろば（ひろば館、ふれあい館内）」が 39.4%となっている。



地域子育て支援拠点事業の今後の利用は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 51.7%で最も高くなっている。

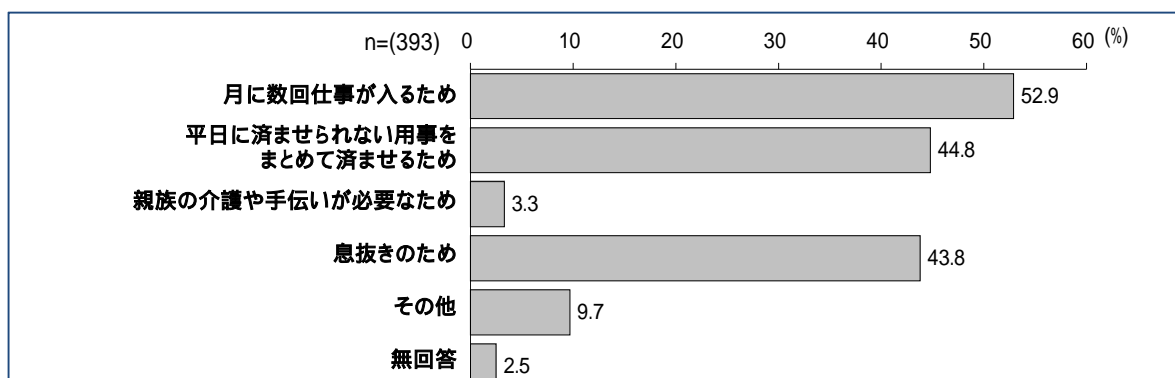
子育て支援事業の認知度で、「はい」は「あらかわきっずニュース」で 83.6%と最も高く、次いで「母親学級・両親学級」で 80.4%、「あらかわ子育て応援ブック」で 77.0%、「あらかわキッズコール 24」で 76.7%となっている。一方、「家庭教育学級（乳幼児コース）」では 14.8%、「教育センター（教育相談室等）」では 21.8%となっている。

子育て支援事業の利用経験で、「はい」は「あらかわきっずニュース」で 66.2%と最も高く、次いで「あらかわ子育て応援ブック」で 54.0%となっている。一方、「教育センター（教育相談室等）」では 3.0%、「家庭教育学級（乳幼児コース）」では 5.4%となっている。

子育て支援事業の今後の利用希望で、「はい」は「あらかわきっずニュース」で 68.8%と最も高く、次いで「あらかわ子育て応援サイト」で 66.8%、「あらかわ子育て応援ブック」で 63.5%、「あらかわキッズコール 24」で 60.1%となっている。

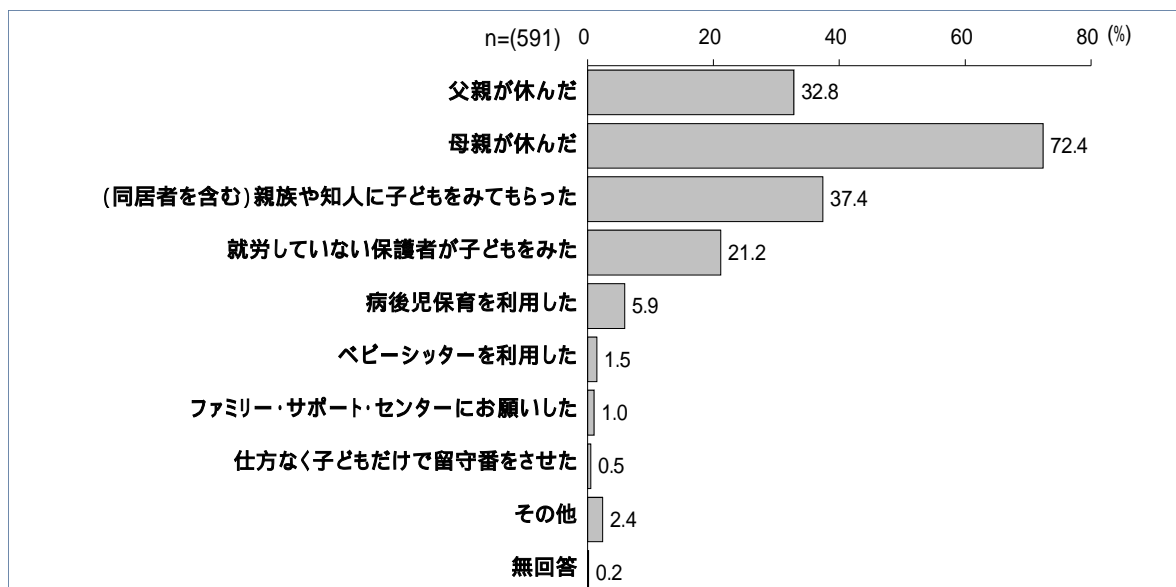
土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（未就学児）

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用希望はない」が61.4%で最も高くなっており、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望でも、「利用する必要はない」が73.7%で最も高くなっている。一方、長期休暇中の定期的な幼稚園の利用希望は、「休みの期間中、週に数日利用したい」が58.9%で最も高くなっている。



長期休暇中、毎日ではなく、たまに利用したい理由は、「息抜きのため」が58.6%で最も高く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が52.0%となっている。

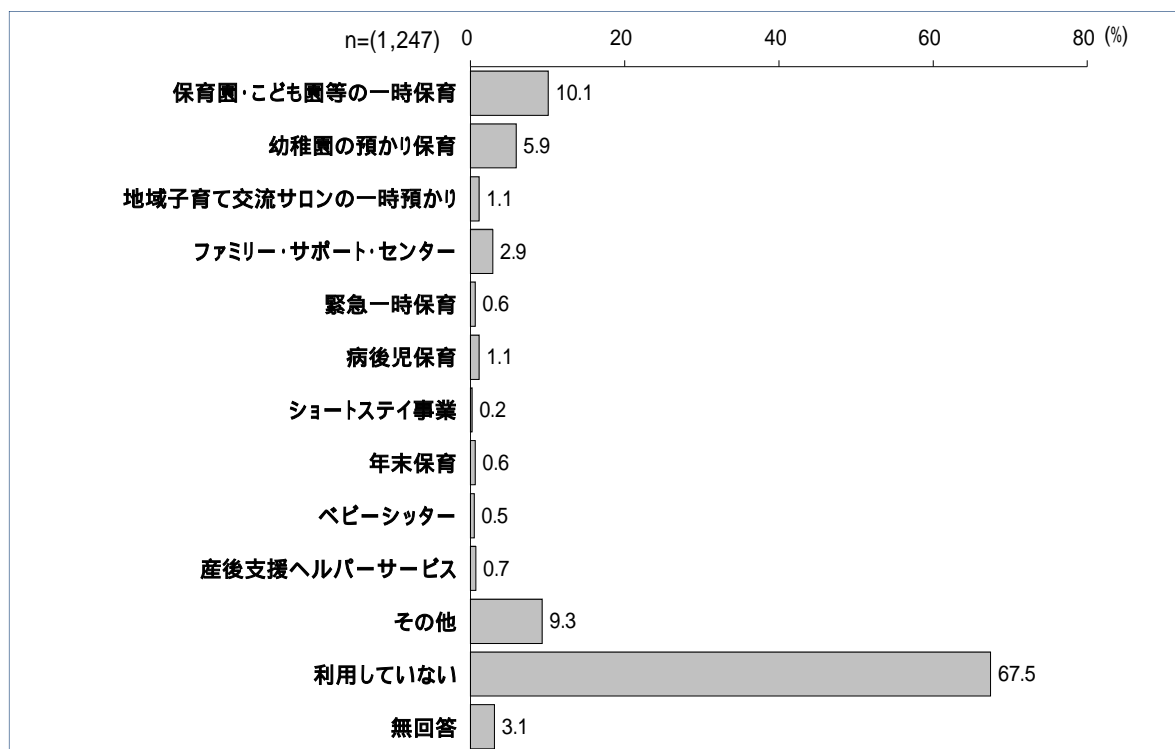
病気の際の対応（未就学児）



子どもが病気やケガで事業が利用できなかったことの有無は、「あった」が75.4%、「なかった」が21.8%となっており、その対処方法は、「母親が休んだ」が72.4%で最も高くなっている。

病児・病後児のための保育施設等の利用希望は、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が46.5%、「利用したいとは思わない」が52.6%となっており、利用したいと思わない理由は、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が57.5%で最も高く、次いで「親が仕事を休んで対応する」が51.9%となっている。

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況(未就学児・就学児)



不定期の教育・保育事業の利用状況は、未就学児では「利用していない」が67.5%で最も高くなっており、利用している事業の中では、「保育園・こども園等の一時保育」が10.1%で最も高くなっている。

就学児でも「利用していない」が最も高く、その割合は9割を超える。

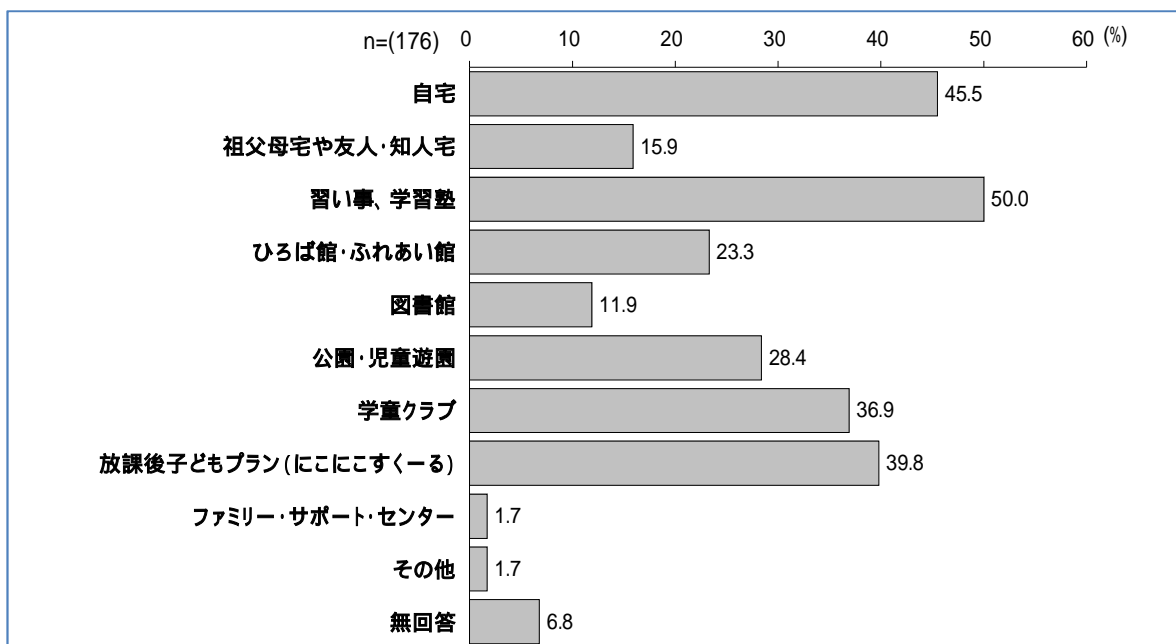
不定期の教育・保育事業を利用していない理由は、いずれも「利用する必要がない」が6割を超えて最も高くなっている。

不定期の教育・保育事業の利用希望は、未就学児では「利用したい」が52.0%、「利用する必要はない」が42.0%となっており、不定期の教育・保育事業の利用希望理由は、「私用（買物、子どもや親の習い事等）リフレッシュ」が63.8%で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」が59.5%となっている。

就学児では「利用したい」が29.5%、「利用する必要はない」が67.6%となっており、不定期の教育・保育事業の利用希望理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」が58.0%で最も高く、次いで「不定期の就労（残業、休日出勤等も含む）」が55.6%となっている。

子どもの宿泊を伴う一時預かりが必要な機会の有無は、いずれも「あった」が2割台、「なかった」が7割台となっており、その対処方法についても、いずれも「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が最も高く、未就学児では82.3%、就学児では76.4%となっている。

子どもの放課後の過ごし方（未就学児・就学児）

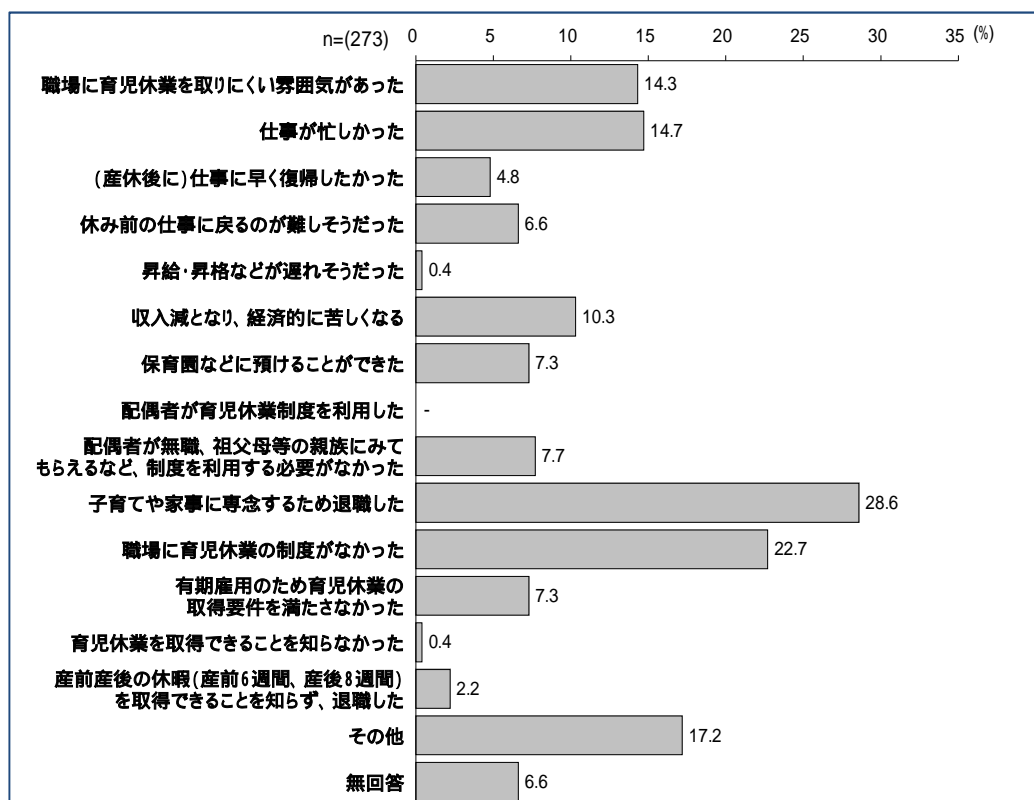


小学校低学年（１～３年生）の時期に、子どもを放課後過ごさせたい場所は、いずれも「習い事、学習塾」が最も高く、未就学児では 50.0%、就学児では 73.2%となっている。

小学校高学年（４～６年生）の時期に、子どもを放課後過ごさせたい場所は、いずれも「習い事、学習塾」が最も高く、未就学児では 67.0%、就学児では 81.2%となっている。

子育てと職場の両立支援制度（未就学児）

母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が 39.6%、「利用した（利用中）」が 36.4%、「利用していない」が 21.9%となっている。



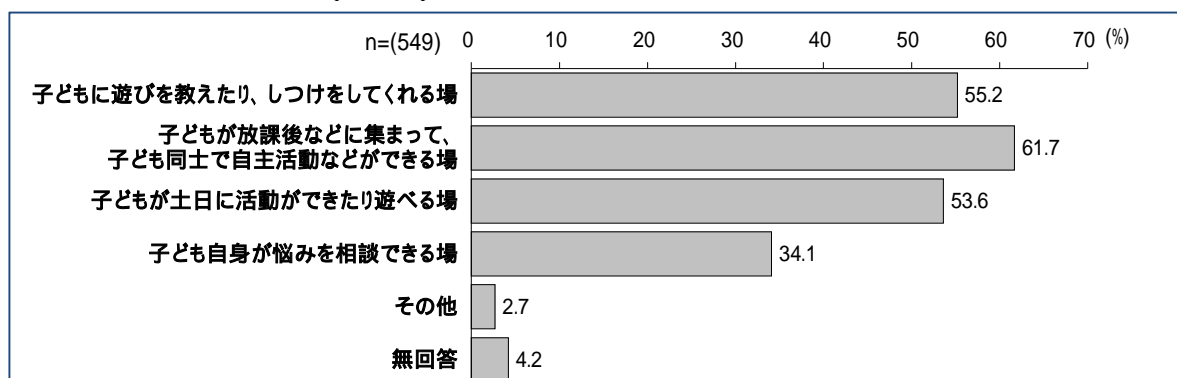
母親の育児休業を利用しなかった理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が 28.6%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が 22.7%となっている。

父親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が 1.2%、「利用した（利用中）」が 2.4%、「利用していない」が 83.4%となっている。

父親の育児休業を利用しなかった理由は、「仕事が忙しかった」が 40.7%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 34.2%となっている。

子どもの生活状況（就学児）

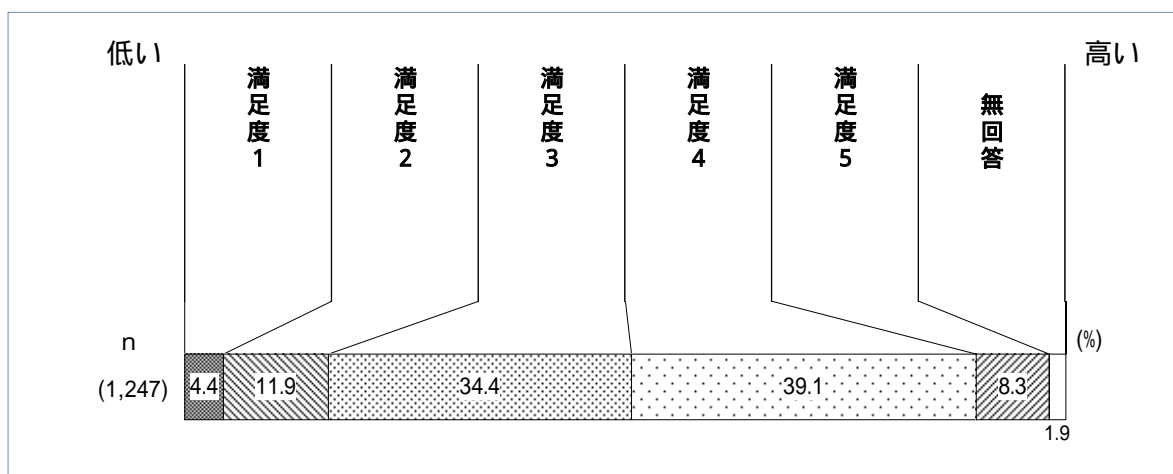
土曜・日曜の日常的な子どもの過ごし方は、すべての時間帯で「保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごす」が5割を超えて最も高くなっている。



望ましいと考える子ども同士が交流等を行うことのできる場は、「子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場」が61.7%で最も高く、次いで「子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場」が55.2%、子どもが土日に活動ができたり遊べる場」が53.6%となっている。

参加させた、参加させたい活動の種類は、「スポーツ活動」が72.1%で最も高くなっている。

子育て全般について（未就学児・就学児）



区における子育ての環境や支援への満足度（5段階評価）は、いずれも「満足度4」が約4割で最も高く、次いで「満足度3」が3割台半ばとなっている。

未就学児では、教育保育環境の充実など、子育ての環境や支援に関して意見をたずねたところ、727人から合計929件の回答があった。その中でも教育・保育サービスについての意見が482件あり、その主な内訳は「待機児童の解消・保育園への入園のしやすさ」についての意見が162件、「公立・私立幼稚園の不足」についての意見が64件、「土曜・日曜・祝日・長期休暇中、夜間・延長保育の充実・利便性の向上」についての意見が59件、「病児・病後児保育の充実・利便性の向上」についての意見が46件となっている。

就学児では、教育保育環境の充実など、子育ての環境や支援に関して意見をたずねたところ、259人から合計485件の回答があった。その中でも学校・放課後の過ごし方についての意見が167件あり、その主な内訳は「学童クラブの充実・高学年の受入れ拡大」についての意見が60件、「にこにこすくーるの充実」についての意見が44件、「学校の充実」についての意見が37件となっている。

6 子ども・子育てを取り巻く課題

現在、区では子育て支援部はもとより、健康部・区民生活部・教育委員会等において関係各課が連携をしながら、子ども・子育てに係る施策を展開している。

少子化対策事業一覧

	出産前	出産～新生児期	乳幼児期 0～2歳	就学前 3～5歳	就学後 6～12歳
	母子保健・子育て支援				
			【子育て支援課】 ・要保護児童対策事業 ・子育て支援情報提供事業		
			・ひとり親家庭への支援 ・児童手当及び医療費の助成		
			・ショートステイ ・親子ふれあい入浴		
		・特定妊婦支援 ・入院助産措置	あらかわキッズコール24		学習支援事業
		産後支援ボランティア			
	【健康推進課】 ・妊婦健康診査 ・母親・両親学級	【健康推進課】 ・新生児訪問	【健康推進課】 ・乳幼児健康診査		
在宅			【子育て支援課】 ・子育て交流サロン ・キッズクーポン ・ベビーステーション		
			ファミリー・サポート・センター事業		
			【児童青少年課】 ・子育て支援カウンセラー ・公園巡回サポート ・ひろば館		
			【地域振興課】 ふれあい館		
幼稚園				【子育て支援課】 私立幼稚園等	
				【教育委員会】 区立幼稚園等	
保育園			【保育課】 ・保育園 ・病児、病後児保育		
			【障害者福祉課】 療育医療(たんぽぽセンター)		
小学校					【教育委員会】 ・就学时健康診断 ・就学相談 ・就学援助
					【児童青少年課】 ・学童クラブ ・にこにこすくーる ・放課後子ども総合プラン ・ひろば館
					【地域振興課】 ふれあい館
就労	【就労支援課】 マゼースハローワーク				
	わかものハローワーク				

区の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられる。

(1) 妊娠期から出産まで

区においては、少子化や核家族化の急激な進行、若年妊娠や高齢妊娠の増加、家族形態や家庭環境の多様化等により、地域社会全体でのサポートを必要とする家庭が増えている。

こうしたことから、安心して、子どもを産み、子どもがより健やかに育まれる環境づくりのためには、妊娠期から切れ目なく、かつ多様性を踏まえた母子保健サービスの展開が求められており、特に産後ケアの充実が課題となっている。

(2) 乳幼児期

<保育園>

保育園には、こどもたちが健やかに育ち、健全な心身の発達が図られる生活の場としての役割が求められている。区では、平成26年4月1日時点において待機児童を8人にまで減らすことができたが、共働き世帯の増加等により、今後も保育需要の増加が想定されており、更なる保育園の整備が必要になっている。

また、区立保育園の多くが園舎建設後40年以上を経過しており、老朽化対策が課題となっているほか、長期的視点における保育需要の低下を見越して、施設の転用や運営手法等、将来的な区立保育園のあり方についても検討が必要である。

<幼稚園>

幼児教育においても、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし豊かな創造力を育むためには、それぞれ発達段階に応じた幼児教育を提供できるように環境を整備していく必要がある。

区においては、区内通園児の6割が区外の園に通園している状態から、身近なところで幼児教育を提供できるようにするために、幼稚園の定員拡大や私立幼稚園の整備が重要課題である。

<在宅子育て家庭への支援>

身近な地域で相談できる人がおらず、単独で乳幼児を育てている保護者が孤立をせずに、安心して子育てができるためには、在宅子育て家庭への支援の充実が求められている。

これまで在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図るために「地域子育て交流サロン」を開設してきた。今後も、相談体制の拡充や自由な交流の場の整備を進める必要がある。

また、民生・児童委員など地域の関係機関とも連携・協力を図りながら、地域全体で在宅子育て家庭を見守り支えていく体制を強化していくことが課題である。

保育園においても、子育て相談や園庭開放等、在宅子育て家庭に対する積極的な支援を行っている。さらに専用室のある保育園11園で一時保育を実施しており、

今後もこうした取組みを拡大していく必要がある。

(3) 就学期

就学期においては、家庭における子育て不安の問題や、子ども同士の交流活動や自然体験の減少などから、子どもが社会性を十分身につけることができないまま小学校に入学することにより、精神的にも不安定さをもち、周りの児童との人間関係をうまく構築できず集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が課題である。

保育園の待機児童の解消が進んできたなか、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない、「小1の壁」の解消が課題となっており、児童福祉法の改正を踏まえた学童クラブの環境整備が必要である。

一方、次代を担う人材の育成という教育的視点では、すべての児童に放課後に体験活動等ができる安全な居場所を確保する放課後子供教室事業（にこにこすくーる）も必要である。

限りある財源及び施設という条件の中で、放課後児童対策の「質の充実・量の充実」を実現していくための手法を、総合的に検討・推進していくことが課題である。

(4) 特に配慮の必要な家庭

<児童虐待の予防と早期発見・対応について>

一つの家庭の中で、貧困・病気・地域社会からの孤立等の要因が重なり、年々困難な虐待事案が増えている。その中で虐待の発生予防と早期発見・早期対応が課題である。

関係機関との連携を緊密にして、虐待に至る前に気になるレベルで各家庭の事情に寄り添った適切な支援を行うことが課題である。また、地域社会が虐待に対してより深く関心を持ち、全ての子どもを暖かく見守れるよう、啓発活動を行うことが必要である。

<障がい児支援について>

障がい児が成長していくうえで、集団生活ができるようにするため、その家族や各ステージごとに保健所や保育園・幼稚園、学校など関係機関と連携を強化するとともに、切れ目のない支援を行っていくことが重要である。

また、障がいに対し正しい理解をしてもらうための啓発が今後も必要である。

現在、区内の全認可保育所において障がい児等の特別支援を必要とする子どもを受け入れているが受入れ人数の更なる増加や重度の障がいのある子どもに対する保育場所の確保が求められている。障がい児等が身近な地域で生活できるよう、これまで以上に関係機関が連携し、組織横断的な対応を行う必要がある。

また就学时においても、児童・生徒の障がいの状態や発達の状況に応じて、子どもの持つ可能性を伸ばし、社会生活に積極的に参加できるようにするため、特別支援学級等における指導を充実させ、児童・生徒一人ひとりにきめ細かな対応をして

いく必要がある。

学童クラブにおいても障がい児対応を行い、施設面でのバリアフリー等の環境整備や専門的知識を有する職員の確保等の課題がある。放課後における障がい児に適切な保育を提供するためにも、学童クラブだけでなく放課後等デイサービス等の充実が求められている。

<子どもの貧困対策について>

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図っていくことが重要である。そのためには、自治総合研究所を中心にまとめた「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」の中で提言された「あらかわシステム」をさらに強化する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の4本柱である、教育・保育支援、生活支援、親の就労支援、経済的支援の各分野において引き続き、区として施策を講じる中で、関係機関が連携して包括的な支援体制を整備していくことが求められている。

子どもの貧困率の手がかりとなりうる就学援助認定率は、小学校で約3割、中学校で約4割であり、家庭の所得による教育格差の広がりが懸念される。親から子への「貧困の連鎖」を断ち切るため、小中学校におけるスクールソーシャルワーカーやICT教育環境の整備等の推進を進めていくとともに、学習支援事業も充実を図る必要がある。

現在、保育課に元区立保育園副園長経験者の2名を子育て相談専門員として配置し、問題を抱える子どもの観察等継続的な支援を行っているが、新たな保育園も増え、運営主体も多様になってきていることから、各保育園の状況を十分把握した上で、適切に対応していく必要がある。

<ひとり親家庭への支援>

ひとり親家庭の母または父は、生活の維持や仕事と家事・育児の両立、住まいのことなど、生活上の多くの問題をひとりで抱えており、長時間労働などで子との関わりが少ない傾向にある。

経済的な支援や就労支援を実施し、保護者の自立支援を支える必要があるが、その際には、保護者の学歴取得などの親の学び直しの支援も課題である。

今後、親や子どもたちが悩みを相談でき、学習支援も行えるような居場所の確保を行い、生活支援の充実を図る必要がある。

また、就労支援を行う際には、親の学び直しの支援も課題である。

<配偶者暴力について>

配偶者暴力は、その被害者の多くは女性であり、外部から発見しづらく、被害が潜在化する傾向にある。また、暴力が子どもに与える影響も指摘されており、被害の未然防止、早期発見、被害者の安全確保は大きな課題である。

被害者の自立に向けた支援をさらに拡充していくため、被害者保護及び支援のための関係機関との連携を、今後、一層強化する必要がある。

(5) 女性の就労支援～ワークライフバランス～

区においては、活力ある社会の維持・形成のため、結婚した後も女性が働き続けることを応援し、既婚女性の労働力率の改善を図る必要がある。また、女性が出産後も継続して働くことができるよう、育児休業制度の普及を図り、中小・小規模企業における育児休業の取得率向上を促進するとともに、いったん退職した女性の再就職を支援する施策を、積極的に進める必要がある。

男女共同参画社会の実現においては、男女が共に仕事と家庭生活の両立を図ることができる社会の形成が課題となる。子育てや介護など、女性が担うことが多い分野について支援策を充実することが必要である。さらに、男女の働き方自体を見直し、変えていくなど、個人や家庭、働く場における取組みを通じた、男女のワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠である。

事業計画における量の見込み及び確保方策(案)

必須記載事項

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て関連3法に基づく、

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援

を目指し、区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、各事業の見込み量や確保方策を定めていく。

2 区域設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

荒川区の教育・保育提供区域(1区域)

教育利用について1号認定に係る施設については、広域利用も多いことから、区域を限定せず「本区域全域=1区域」とする。

荒川区の教育・保育提供区域(5区域)

保育利用について2号及び3号認定に係る施設については、保育サービスを身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域とする。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る区域

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)、地域子育て支援拠点事業(地域子育て交流サロン)以外のための区域

広域利用も多いことから、区域を限定せず「本区域全域=1区域」とする。

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)、地域子育て支援拠点事業(地域子育て交流サロン)のための区域

身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域とする。

荒川区の教育・保育提供区域（1区域）

【1号認定に係る施設及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）以外）のための区域】



荒川区の教育・保育提供区域（5区域）

【2号・3号認定に係る施設・事業及び放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）のための区域】

これら3つの事業については、より身近な所で利用できる提供体制を確保していくため、5つの区域設定とした。



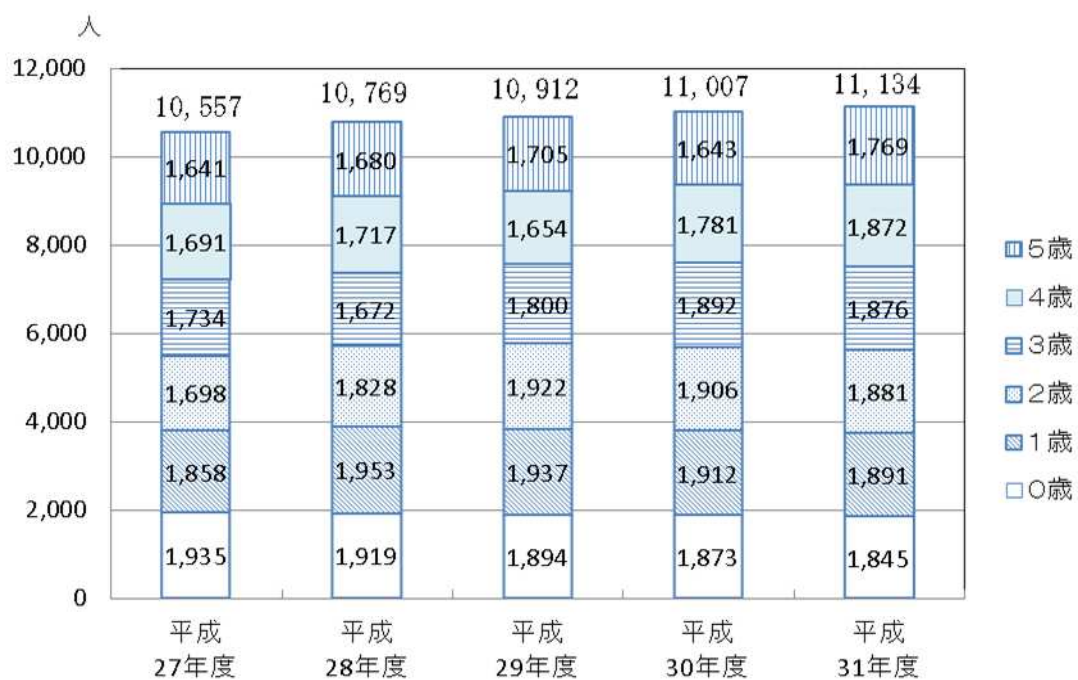
3 荒川区児童人口推計

(1) 荒川区児童人口0～5歳の推移(平成27年度～31年度)

(単位：人)

年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0 歳児	南千住	584	564	541	516	491
	荒川	268	269	267	267	266
	町屋	242	236	232	228	221
	尾久	389	383	373	367	359
	日暮里	452	467	481	495	508
	小計	1,935	1,919	1,894	1,873	1,845
1 歳児	南千住	554	593	573	550	525
	荒川	222	266	267	265	265
	町屋	241	249	243	239	235
	尾久	385	394	388	378	372
	日暮里	456	451	466	480	494
	小計	1,858	1,953	1,937	1,912	1,891
2 歳児	南千住	517	544	582	562	539
	荒川	216	217	260	261	259
	町屋	215	243	251	245	241
	尾久	343	376	385	379	369
	日暮里	407	448	444	459	473
	小計	1,698	1,828	1,922	1,906	1,881
1～2歳合計		3,556	3,781	3,859	3,818	3,772
3 歳児	南千住	542	507	533	570	550
	荒川	214	210	211	252	253
	町屋	231	217	245	253	247
	尾久	384	338	371	380	374
	日暮里	363	400	440	437	452
	小計	1,734	1,672	1,800	1,892	1,876
4 歳児	南千住	540	535	500	526	562
	荒川	205	210	206	207	248
	町屋	243	227	213	241	249
	尾久	342	385	339	372	381
	日暮里	361	360	396	435	432
	小計	1,691	1,717	1,654	1,781	1,872
5 歳児	南千住	561	538	533	498	524
	荒川	205	204	209	205	206
	町屋	199	241	225	211	239
	尾久	345	336	378	333	365
	日暮里	331	361	360	396	435
	小計	1,641	1,680	1,705	1,643	1,769
3～5歳合計		5,066	5,069	5,159	5,316	5,517
南千住 計		3,298	3,281	3,262	3,222	3,191
荒川 計		1,330	1,376	1,420	1,457	1,497
町屋 計		1,371	1,413	1,409	1,417	1,432
尾久 計		2,188	2,212	2,234	2,209	2,220
日暮里 計		2,370	2,487	2,587	2,702	2,794
総合計		10,557	10,769	10,912	11,007	11,134

(2) 荒川区児童人口0～5歳の推移グラフ (平成27年度～31年度)



4 子ども・子育て支援事業計画の体系

<p>(1) 幼児期の学校教育・保育</p>	<p>幼稚園 認定こども園 保育園 認定こども園 地域型保育</p>
<p>(2) 地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業(地域子育て交流サロン) 妊婦に対する健康診査 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業(ショートステイ) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 一時預かり事業 延長保育事業 病児病後児保育事業 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)</p>

5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園

【提供区域：区全域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
必要 利用 定員 総数 (量 の見 込み)	1号認定	1,927	1,931	1,989	2,043	2,113
	2号認定	428	429	442	454	470
	合計	2,355	2,360	2,431	2,497	2,583
	うち他の市区 町村の児童	118	118	118	118	118
確保 量	1号認定	1,050	1,045	1,043	1,043	1,043
	2号認定					
	確認を受けな い幼稚園	767	805	1,018	1,018	1,018
	他の市区町村	970	937	726	726	726
	合計	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787
過不足(ー)		432	427	356	290	204

今後の方向性

平成29年度に町屋地域に私立幼稚園を1園確保する。

既存の幼稚園においては、施設整備を進めていき定員の拡大を図る。

(2) 認可保育所等

【提供区域：区全域】

(人)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
必要 利用 定員 総数 (量の 見込 み)	2号認定	2,387	2,388	2,431	2,504	2,599
	3号認定 (0歳児)	505	500	494	488	481
	3号認定 (1・2歳児)	1,820	1,935	1,975	1,954	1,930
	計	4,712	4,823	4,900	4,946	5,010
確保 量	2号認定	2,828	2,941	3,054	3,108	3,108
	3号認定 (0歳児)	481	496	505	517	512
	3号認定 (1・2歳児)	1,878	1,908	1,998	2,014	2,025
	計	5,187	5,345	5,557	5,639	5,645
過 不 足 ()	2号認定	441	553	623	604	509
	3号認定 (0歳児)	-24	-4	11	29	31
	3号認定 (1・2歳児)	58	-27	23	60	95
	計	475	522	657	693	635

今後の方向性

住み慣れた地域で安心して保育ができ、仕事と家庭の両立が図れるように、刻々と変化する地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、全年齢に不足が生じる地域には認可保育所の新設等により利用定員拡大を図るとともに、個別の年齢には認証保育所や地域型保育事業、家庭福祉員など、多様なニーズに対応する保育施策を展開していく。

また、既存の事業者の意向を踏まえ、認証保育所の認可化・地域型保育事業への移行を助言・支援していく。

【提供区域：南千住地区】

(人)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
必要利用定員総数 (量の見込み)	2号認定	773	744	738	751	771
	3号認定 (0歳児)	152	147	141	134	128
	3号認定 (1・2歳児)	549	581	591	570	545
	計	1,474	1,472	1,470	1,455	1,444
確保量	2号認定	896	921	921	921	921
	3号認定 (0歳児)	155	155	155	155	155
	3号認定 (1・2歳児)	603	603	603	603	603
	計	1,654	1,679	1,679	1,679	1,679
過不足 ()	2号認定	123	177	183	170	150
	3号認定 (0歳児)	3	8	14	21	27
	3号認定 (1・2歳児)	54	22	12	33	58
	計	180	207	209	224	235

【提供区域：荒川地区】

(人)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
必要利用定員総数 (量の見込み)	2号認定	294	295	295	313	334
	3号認定 (0歳児)	70	70	70	69	69
	3号認定 (1・2歳児)	224	246	270	269	268
	計	588	611	635	651	671
確保量	2号認定	417	417	417	417	417
	3号認定 (0歳児)	66	66	62	62	62
	3号認定 (1・2歳児)	236	236	240	240	240
	計	719	719	719	719	719
過不足	2号認定	123	122	122	104	83
	3号認定 (0歳児)	-4	-4	-8	-7	-7
	3号認定 (1・2歳児)	12	-10	-30	-29	-28
	計	131	108	84	68	48

【提供区域：町屋地区】

(人)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
必要利用定員総数 (量の見込み)	2号認定	317	323	322	333	347
	3号認定 (0歳児)	63	61	61	59	58
	3号認定 (1・2歳児)	233	252	253	248	244
	計	613	636	636	640	649
確保量	2号認定	445	445	445	445	445
	3号認定 (0歳児)	64	64	64	64	64
	3号認定 (1・2歳児)	292	292	292	292	292
	計	801	801	801	801	801
過不足 ()	2号認定	128	122	123	112	98
	3号認定 (0歳児)	1	3	3	5	6
	3号認定 (1・2歳児)	59	40	39	44	48
	計	188	165	165	161	152

【提供区域：尾久地区】

(人)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
必要利用定員総数 (量の見込み)	2号認定	505	499	512	512	528
	3号認定 (0歳児)	101	100	97	95	94
	3号認定 (1・2歳児)	372	394	396	387	379
	計	978	993	1,005	994	1,001
確保量	2号認定	529	563	622	622	622
	3号認定 (0歳児)	77	86	97	99	99
	3号認定 (1・2歳児)	345	353	398	396	396
	計	951	1,002	1,117	1,117	1,117
過不足	2号認定	24	64	110	110	94
	3号認定 (0歳児)	-24	-14	0	4	5
	3号認定 (1・2歳児)	-27	-41	2	9	17
	計	-27	9	112	123	116

【提供区域：日暮里地区】

(人)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
必要 利用 定員 総数 (量の 見込 み)	2号認定	498	527	564	595	619
	3号認定 (0歳児)	119	122	125	131	132
	3号認定 (1・2歳児)	442	462	465	480	494
	計	1,059	1,111	1,154	1,206	1,245
確保 量	2号認定	541	595	649	703	703
	3号認定 (0歳児)	119	125	127	137	132
	3号認定 (1・2歳児)	402	424	465	483	494
	計	1,062	1,144	1,241	1,323	1,329
過 不 足 ()	2号認定	43	68	85	108	84
	3号認定 (0歳児)	0	3	2	6	0
	3号認定 (1・2歳児)	-40	-38	0	3	0
	計	3	33	87	117	84

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期

(1) 利用者支援事業（新規事業）

事業内容：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業

【提供区域：区全域】

(カ所)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
実施箇所数	2	2	2	2	2
確保数	2	2	2	2	2
過不足数 ()	0	0	0	0	0

今後の方向性

「利用者支援」とは個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるための支援である。「地域連携」とは、利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の子育て支援機関と連携をとり、社会資源の開発を行うものである。

利用者支援事業には、主に地域子育て拠点に設置し、利用者支援と地域連携の両機能を併せ持つ「基本型」と、主に行政の窓口を設置し、利用者支援機能のみを持つ「特定型」がある。

平成27年度は、過去の実績もないことから、「基本型」と「特定型」を区内に1カ所ずつ設置し両機能を充実させ、一体的な運営で子育て家庭への支援を強化し、多くの利用者に支援ができるよう取り組む。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）

事業内容：在宅で育児をしている保護者や子どもがいつでも気軽に訪れ、同世代の親子の交流や、保育士等による育児のサポートで育児不安や孤立化等の解消を図り、子育てについての相談、助言、情報の提供、その他の援助を行う事業

【提供区域：区全域】

（人日）

	1年目 （平成27年度）	2年目 （平成28年度）	3年目 （平成29年度）	4年目 （平成30年度）	5年目 （平成31年度）
量の見込み	47,595	49,434	50,054	49,302	48,432
確保量	61,471	61,471	61,471	61,471	61,471
過不足 （ ）	13,876	12,037	11,417	12,169	13,039

今後の方向性

設置場所に地域の偏りがあり、特に町屋・西日暮里地域において施設数が不足している。今後、地域子育て交流サロンの利用実態の把握を行い、それらのデータ等をもとに、地域子育て交流サロンを適切な場所に設置し、区内全域で在宅育児を支援していく。

また、今後、ふれあい館にある「親子ふれあいひろば」を地域子育て交流サロンへ位置づけられるかどうか検討する。

【提供区域：南千住地区】

（人日）

	1年目 （平成27年度）	2年目 （平成28年度）	3年目 （平成29年度）	4年目 （平成30年度）	5年目 （平成31年度）
量の見込み	18,271	18,779	18,723	17,973	17,167
確保量	19,360	19,360	19,360	19,360	19,360
過不足 （ ）	1,089	581	637	1,387	2,193

【提供区域：荒川地区】

（人日）

	1年目 （平成27年度）	2年目 （平成28年度）	3年目 （平成29年度）	4年目 （平成30年度）	5年目 （平成31年度）
量の見込み	5,141	5,533	6,006	6,051	6,078
確保量	13,014	13,014	13,014	13,014	13,014
過不足 （ ）	7,873	7,481	7,008	6,963	6,936

【提供区域：町屋地区】

(人日)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	5,083	5,357	5,492	5,433	5,362
確保量	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
過不足 ()	417	143	8	67	138

【提供区域：尾久地区】

(人日)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	11,686	12,063	11,990	11,759	11,508
確保量	13,966	13,966	13,966	13,966	13,966
過不足 ()	2,280	1,903	1,976	2,207	2,458

【提供区域：日暮里地区】

(人日)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	7,415	7,702	7,843	8,086	8,317
確保量	9,631	9,631	9,631	9,631	9,631
過不足 ()	2,216	1,929	1,788	1,545	1,314

(3) 妊婦健診 (妊婦健康診査)

事業内容：妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導、を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業

(受診者数：人 受診回数：回)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	受診者数	2,058	2,031	2,008	1,978	1,956
	健診回数	21,937	21,651	21,411	21,091	20,851
確保量		21,937	21,651	21,411	21,091	20,851
過不足 ()		0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も継続して妊婦健診の費用助成を行うことにより、妊娠時の経済的負担を軽減し、積極的な妊婦健診の受診を促していく。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(人)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み		2,027	2,010	1,984	1,962	1,933
確保量		2,027	2,010	1,984	1,962	1,933
過不足 ()		0	0	0	0	0

今後の方向性

現行の体制を継続するが、今後の出生数増加や所在の確認ができない乳児に対応できるよう、適宜実施体制の見直しを図っていく。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(人回)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	632	641	652	659	665
確保量	632	641	652	659	665
過不足 ()	0	0	0	0	0

今後の方向性

対象家庭の選定や支援内容について、随時見直しを行い関係機関で情報を共有している。真に支援が必要な人へ迅速に支援を行うとともに、支援終了後も見守りなどの方法について検討していく。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業内容：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、母子生活支援施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

(人日)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	212	215	217	220	220
確保量	212	215	217	220	220
過不足 ()	0	0	0	0	0

今後の方向性

0~2歳未満の乳幼児のショートステイ受入先について近隣の乳児院等を検討していく。2歳~中学3年生については、より利用しやすい事業体制を整えていく。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容：育児の援助を受けたい方（利用会員）及び育児の援助を行いたい方（協力会員）があらかじめ会員として登録し、会員から利用の申し込みがあった場合、利用会員・協力会員・事務局が事前打ち合わせをしたうえで、原則として協力会員の自宅で預かる事業

（人日）

		1年目 （平成27年度）	2年目 （平成28年度）	3年目 （平成29年度）	4年目 （平成30年度）	5年目 （平成31年度）
量 の 見 込 み	低学年	2,375	2,416	2,453	2,490	2,513
	高学年	700	712	713	734	741
	合計	3,075	3,128	3,166	3,224	3,254
確保量		3,265	3,397	3,529	3,661	3,793
過不足 ()		190	269	363	437	539

今後の方向性

区民のニーズに応えられるよう、引き続き本事業についてホームページや区報などで積極的に周知し、協力会員の増加を図るとともに、事業の充実に向けて検討していく。

(8) 一時預かり事業

事業内容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園等、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(人日)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	私立幼稚園等 (預かり保育)	72,718	72,867	75,317	77,070	79,800
	保育所 (一時保育)	5,581	5,693	5,768	5,819	5,886
	ファミリー サポート センター	7,617	7,748	7,867	7,988	8,062
	地域子育て交流 サロン (一時預かり)	1,292	1,341	1,354	1,339	1,322
	合計	87,208	87,649	90,306	92,216	95,070
確保量	私立幼稚園等 (預かり保育)	72,718	72,867	75,317	77,070	79,800
	保育所 (一時保育)	5,931	5,931	5,931	5,931	5,931
	ファミリー サポート センター	8,088	8,415	8,742	9,069	9,396
	地域子育て交流 サロン (一時預かり)	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404
	合計	88,141	88,617	91,394	93,474	96,531
過不足 ()		933	968	1,088	1,258	1,461

汐入こども園含む

今後の方向性

< 私立幼稚園等 >

現在実施している幼稚園等において、引き続き、預かり保育を実施するとともに、保育実施状況及び利用者のニーズを把握することで、可能な限り、実施内容の多様化を図り、事業の充実を検討していく。

<一時保育所（保育所）>

一時保育専用スペースの確保等、確実にニーズに応えられるよう事業の充実に向けて検討していく。

<ファミリー・サポート・センター>

区民のニーズに応えられるよう、引き続き本事業についてホームページや区報などで積極的に周知し、協力会員の増加を図るとともに、事業の充実に向けて検討していく。

<地域子育て交流サロンー時預かり>

実施場所や実施回数、預かり時間等について、利用者の要望を踏まえ事業の充実に向けて検討していく。

(9) 延長保育事業 (時間外保育事業)

事業内容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を行う事業

(人日)

		1 年目 (平成 27 年度)	2 年目 (平成 28 年度)	3 年目 (平成 29 年度)	4 年目 (平成 30 年度)	5 年目 (平成 31 年度)
量の 見込み	保育所	890	935	1,007	1,051	1,071
	認証保育所	123	126	127	128	130
	家庭福祉員	6	6	9	9	12
	計	1,019	1,067	1,143	1,188	1,213
確保量	保育所	1,055	1,082	1,136	1,163	1,163
	認証保育所	129	138	138	138	138
	家庭福祉員	6	6	9	9	12
	計	1,190	1,226	1,283	1,310	1,313
過不足 ()	保育所	165	147	129	112	92
	認証保育所	6	12	11	10	8
	家庭福祉員	0	0	0	0	0
	計	171	159	140	121	100

今後の方向性

< 保育所 >

認可保育所全園での延長保育の実施を継続し、新規開設や認可保育所に移行する認証保育所においても延長保育の実施を促進していく。

< 認証保育所及び家庭福祉員 >

保護者の要望、認証保育所及び家庭福祉員の意向等を踏まえ、延長保育の運用については柔軟に対応していく。

(1 0) 病児・病後児保育事業

事業内容： 病児・病後児について、保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等行う事業

(人日)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	813	837	871	884	884
確保量	1,952	2,928	2,928	2,928	2,928
過不足数 (-)	1,139	2,091	2,057	2,044	2,044

今後の方向性

本事業について更なる周知を図るとともに、確実に区民のニーズに応えられるよう、地域のバランスにも配慮しながら、事業の充実に向けて検討していく。

(1 1) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)

事業内容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童等に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供し、児童等の健全な育成を図る事業

【提供区域：全域】

(人)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1～3年生 量の見込み	1,270	1,286	1,300	1,304	1,304
1～3年生 確保量	1,465	1,485	1,495	1,505	1,525
過不足 (-)	195	199	195	201	221
4～6年生 量の見込み	155	155	158	158	158
4～6年生 確保量	195	199	195	201	221
過不足 (-)	40	44	37	43	63
1～6年生 量の見込み	1,425	1,441	1,458	1,462	1,462
1～6年生 確保量	1,465	1,485	1,495	1,505	1,525
過不足 (-)	40	44	37	43	63

今後の方向性

児童福祉法の改正を受け、平成27年度から対象児童が小学校高学年までに拡大となる。高学年児童は、自立度が高いことに鑑み、低学年児童の待機ゼロを最優先とした上で、指定学童クラブにおいて受け入れを行うとともに、児童の安全が担保できる一部の学童クラブにおいて、定員拡大を行う。

平成28年度までに区内全小学校においてにこにこすくーるを開設し、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室を整備する「(仮称)放課後子ども総合プラン」を推進することで、各児童の状況に応じた必要な支援が受けられる環境を整備する。

【提供区域：南千住地区】

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1～3年生 量の見込み	392	402	412	410	393
1～3年生 確保量	450	450	460	460	460
過不足 (-)	58	48	48	50	67
4～6年生 量の見込み	45	48	48	49	49
4～6年生 確保量	58	48	48	50	67
過不足 (-)	13	0	0	1	18
1～6年生 量の見込み	437	450	460	459	442
1～6年生 確保量	450	450	460	460	460
過不足 (-)	13	0	0	1	18

【提供区域:荒川地区】

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1～3年生 量の見込み	210	208	201	199	199
1～3年生 確保量	245	245	245	245	245
過不足 ()	35	37	44	46	46
4～6年生 量の見込み	27	26	26	26	25
4～6年生 確保量	35	37	44	46	46
過不足 ()	8	11	18	20	21
1～6年生 量の見込み	237	234	227	225	224
1～6年生 確保量	245	245	245	245	245
過不足 ()	8	11	18	20	21

【提供区域:町屋地区】

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1～3年生 量の見込み	196	195	197	193	196
1～3年生 確保量	230	230	230	230	230
過不足 ()	34	35	33	37	34
4～6年生 量の見込み	23	23	24	24	24
4～6年生 確保量	34	35	33	37	34
過不足 ()	11	12	9	13	10
1～6年生 量の見込み	219	218	221	217	220
1～6年生 確保量	230	230	230	230	230
過不足 ()	11	12	9	13	10

【提供区域:尾久地区】

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1～3年生 量の見込み	229	229	225	226	223
1～3年生 確保量	260	260	260	260	260
過不足 (-)	31	31	35	34	37
4～6年生 量の見込み	31	29	29	28	28
4～6年生 確保量	31	31	35	34	37
過不足 (-)	0	2	6	6	9
1～6年生 量の見込み	260	258	254	254	251
1～6年生 確保量	260	260	260	260	260
過不足 (-)	0	2	6	6	9

【提供区域:日暮里地区】

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1～3年生 量の見込み	243	252	265	276	293
1～3年生 確保量	280	300	300	310	330
過不足 (-)	37	48	35	34	37
4～6年生 量の見込み	29	29	31	31	32
4～6年生 確保量	37	48	35	34	37
過不足 (-)	8	19	4	3	5
1～6年生 量の見込み	272	281	296	307	325
1～6年生 確保量	280	300	300	310	330
過不足 (-)	8	19	4	3	5

参考資料 1

平成26年10月17日
第5回荒川区子ども・子育て会議
平成26年6月4日国資料より抜粋

利用者負担について

平成26年6月4日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示ししたイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 ④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 ④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

<利用者負担の切り替え時期について>

※子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)参考資料3(抜粋)

【検討の視点】

- 「2」において、市町村民税額を基に決定することとした場合、市町村民税の賦課決定の時期が6月となることから、利用者負担の切り替え時期について検討する必要がある。

例1 年度を通じて「前年度分の市町村民税額」により認定

メリット : 年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット : 前年度分の市町村民税額は、前々年の収入を基に決定され、直近の所得の状況が反映されないことから、利用者の理解が得られにくいのではないかと。

例1' 例1を基本とした上で、所得の変化に対応

前々年の所得に基づいて設定した場合、収入が大幅に減少するなど直近の所得の状況等に大きな変動のあるケースが想定されるため、保護者の申請に基づき年度の途中に変更を可能とする。

<参考>

- ・ 現行の保育所における利用者負担に関しては、著しい収入減少等があつて費用徴収が困難であると市町村長が認める場合、階層区分の変更が可能。
- ・ 年金制度においては、収入が大幅に変化した場合、本人の申請に基づき、年金保険料を随時改定することが可能。

※ 当年度の1月以降には3年前の所得の状況となるため、変更が多数かつ随時行われる可能性がある点に留意が必要。

例2 4月～5月は「前年度分の市町村民税額」により認定し、6月以降は「当年度分」により認定

メリット : 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないかと。

デメリット : 年度の途中で切り替えが行われることにより、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きが煩雑となる。また、市町村民税の賦課決定後、短期間で認定する必要があるため、市町村、幼稚園等の事務負担が重くなる。→7月又は8月以降での切り替えもあり得るか。

例2' 例2を基本とし、切り替え時期を7月以降とする。

事務負担を考慮して、切り替え時期を8月や10月など7月以降に設定する。

例3 年度を通じて「当年度分の市町村民税額」により認定(4・5月分は前年度分の市町村民税額により仮認定し、6月以降に当年度分の市町村民税額により4月に遡及して認定)

メリット : 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないかと。また、年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット : 利用者負担が遡及して適用されることにより、利用者に負担感が生じるのではないかと。市町村、幼稚園等における事務が繁雑となり、遡及に伴う事務負担が重い。

②上乗せ徴収について

- 教育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる幼稚園・認定こども園については、例えば、
 - ・ 教員配置の充実
 - ・ 高処遇を通じた教員の確保
 - ・ 設備更新の前倒し
 - ・ 平均的な水準を超えた施設整備など、教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
- また、保育認定を受ける子どもを受け入れる保育所・認定こども園・地域型保育事業についても、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
 - ※ 設置主体の判断で上乗せ徴収を行わないことも想定される。

その際、市町村から委託を受けて保育を実施する私立保育所については、現行と同様、市町村との協議を経て実施することとしてはどうか。

- その上で、低所得者世帯をはじめとする地域の子どもが、円滑な教育・保育の提供が可能となるような提供体制の確保方策について、例えば、公立施設の活用や児童福祉法に基づく措置制度の活用など、制度の実施主体である市町村において運用上対応することも可能としてはどうか。

③その他

- 上記の検討と併せて、市町村事業である実費徴収に係る補足給付をどのようにしていくか。
 - ▶ 補足給付の対象となる実費徴収の範囲をどの程度のものとするか。
 - …経営実態調査を基に、生活保護制度における教育扶助、学校教育法に基づく就学援助制度も参考に検討するか。
 - ▶ 補足給付の対象者をどの範囲に設定するか。
 - …生活保護世帯など、保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して検討するか。
- ⇒ 別途議論されている質の改善事項における対応を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、生活保護世帯における補助を行うこととしてはどうか。
 - ※市町村民税非課税世帯への対象の拡大については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向。

利用者負担額、上乗せ徴収、実費徴収等

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額…（中略）…の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

利用者負担額

国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額（※）

上乗せ徴収

質向上の対価

実費徴収

事前手続

用途・額・理由の書面明示、保護者への説明・同意が必要（上乗せ徴収は書面同意）

※低額の保育料の取扱い

- 新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる（詳細は今後整理）。

利用者負担に関するFAQ

【公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ】

質問	回答
<p>公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しないが、条例で定めることが必要か。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要か。</p> <p>また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのか。</p>	<p>公立施設の利用者負担の徴収については、条例において定めていただくことが必要ですが、利用者負担の具体的な額については、必ずしも条例で定める必要はなく、自治体の判断により規則等において定めることも可能である。</p> <p>また、利用者負担は、公の施設の使用料に該当し、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理される。</p>

【園児募集時の利用者負担額の取扱いについて】

質問	回答
<p>園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していないが、どのように募集を行えば良いのか。</p>	<p>利用者負担額(保育料)の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものであるが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示ししたところであり、これを踏まえ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただきたい。</p>

【公立幼稚園の利用者負担額について】

質問	回答
<p>新制度における公立幼稚園に係る利用者負担額は、私立幼稚園と同じになるのでしょうか。</p>	<p>施設型給付における国の定める利用者負担の基準は、国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ私立施設について設定するもの。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設のための公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していない。</p> <p>公立幼稚園の利用者負担額の具体的な設定については、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、設置者かつ財源負担者である市町村において判断すべきものとする。</p> <p>なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談していく。</p>

【私立幼稚園の利用者負担額について】

質問

私立幼稚園の利用者負担額はどのようなのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

回答

5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示しましたが、具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ、補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。

国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実質負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

現在、私立幼稚園の保育料等は各園の判断で様々な名称の納付金が徴収されておりますが、教育の質の向上を図るため必要な範囲内で、利用者負担の国基準額(月額25,700円、年額308,400円)を超えて費用徴収を行う「上乗せ徴収」への移行が考えられます。

逆に、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。

【幼稚園の入園料等の取扱いについて】

質問

幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

回答

入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが、基本となります。

また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度として国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている部分については、「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。

上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。

新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収をすべて「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが必要と考えられます。

なお、上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。

【国基準を踏まえた市町村における利用者負担額の設定】

質問	回答
<p>3号の保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の保育料は、国基準では、施設・事業の種類を問わず同一の水準とされているが、国が定める基準額の範囲内であれば、保育所と小規模保育等の地域型保育事業の利用者負担額に差を設けてもよいか。</p> <p>保育短時間認定の利用者負担額は、保育標準時間認定の利用者負担額の▲1.7%以上に設定する必要があるか。国が定める基準の範囲内であれば保育標準時間認定の利用者負担額の▲1.7%未満、場合によっては同額としてもよいか。</p>	<p>利用者負担額は、国が定める基準額を上限として市町村が定めるものであり、その範囲内であれば、いずれについても、最終的には市町村の判断となる。</p>